

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月26日
【事業年度】	第170期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴木栄一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 鈴木栄一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第166期	第167期	第168期	第169期	第170期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高	(百万円)	443,728	424,156	441,963	455,566	495,930
経常利益	(百万円)	29,327	27,839	26,132	24,742	25,579
当期純利益	(百万円)	16,839	14,187	13,326	13,688	15,098
包括利益	(百万円)	-	12,503	17,962	23,945	23,936
純資産額	(百万円)	303,226	285,249	298,798	317,436	334,092
総資産額	(百万円)	396,317	389,418	431,956	461,851	471,039
1株当たり純資産額	(円)	997.92	1,019.98	1,066.11	1,130.75	1,187.80
1株当たり当期純利益	(円)	61.61	51.90	48.76	50.08	55.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	61.60	51.90	-	-	55.21
自己資本比率	(%)	68.8	71.6	67.5	66.9	68.9
自己資本利益率	(%)	6.4	5.1	4.7	4.6	4.8
株価収益率	(倍)	17.81	16.80	18.66	23.22	20.53
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	47,484	34,856	26,078	34,479	25,058
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	52,393	16,067	15,244	23,854	1,797
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,684	6,373	6,134	4,587	5,072
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	29,975	42,087	46,387	53,249	72,685
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	5,283 [1,768]	5,452 [1,825]	5,582 [1,893]	5,765 [1,883]	5,650 [1,940]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第167期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。
- 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第166期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 第168期、第169期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第166期	第167期	第168期	第169期	第170期
決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高	(百万円)	24,437	25,034	22,886	32,418	20,597
経常利益	(百万円)	12,028	13,164	11,739	20,981	10,067
当期純利益	(百万円)	13,104	12,864	13,604	20,980	10,274
資本金	(百万円)	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117
発行済株式総数	(千株)	251,535	251,535	251,535	251,535	276,688
純資産額	(百万円)	214,563	221,159	233,342	254,095	260,754
総資産額	(百万円)	232,592	237,180	255,029	278,192	284,844
1株当たり純資産額	(円)	784.50	808.38	852.81	928.57	952.45
1株当たり配当額	(円)	22.00	20.00	20.00	20.00	20.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益	(円)	47.93	47.05	49.76	76.74	37.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	47.92	47.05	-	-	37.56
自己資本比率	(%)	92.2	93.2	91.4	91.3	91.5
自己資本利益率	(%)	6.3	5.9	6.0	8.6	4.0
株価収益率	(倍)	22.89	18.53	18.29	15.15	30.18
配当性向	(%)	41.7	38.6	36.5	23.7	50.8
従業員数	(名)	262	276	298	299	305
[外、平均臨時雇用者数]		[15]	[16]	[20]	[22]	[24]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の第166期の1株当たり配当額22円は、創業110周年記念配当2円を含んでおります。

3 第167期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。なお、これによる影響はありません。

4 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第166期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第170期の1株当たり配当額は、中間配当額を株式分割前の10円00銭、期末配当額を株式分割後の10円00銭とし、年間配当額は単純合計額である20円00銭として記載しております。従って、株式分割前から1株所有している場合の1株当たりの年間配当額は21円00銭相当となり、株式分割後換算の年間配当額は19円09銭相当となります。

5 第168期、第169期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【沿革】

当社の前身は、明治33年小麦粉の製造及び販売を主な事業目的として創立された館林製粉株式会社で、明治41年日清製粉株式会社を合併し、社名を日清製粉株式会社と改めました。

その後、多くの工場の新設、買収又は合併を行って経営規模を拡大し順調な発展を続けました。戦後は工場設備の充実合理化を進めるとともに事業の多角化にも取り組み、加工食品、配合飼料、ペットフード、医薬品、エンジニアリングなどの事業を加えた企業グループを形成してまいりました。

平成13年7月には「製粉」「食品」「配合飼料」「ペットフード」「医薬」の各事業を分社し、各事業会社の株式を100%保有する持株会社(株式会社日清製粉グループ本社)となり、新しいグループ体制に移行しました。

年月	事項
明治33年10月	群馬県館林町(現 館林市)に「館林製粉株式会社」創立。
明治41年2月	日清製粉株式会社を合併し、社名を「日清製粉株式会社」に改める。
大正15年2月	鶴見工場完成。
昭和9年	「日本篩絹株式会社」(株式会社NBCメッシュテックの前身)を設立。
昭和24年	第2次大戦で罹災した工場の復旧、増設をほぼ完了。
昭和24年5月	東京証券取引所に株式を上場。
昭和36年2月	直系会社「日清飼料株式会社」より配合飼料の製造、研究部門を譲受け。
昭和38年9月	埼玉県大井町(現 ふじみ野市)に「中央研究所」完成、本社や大阪の研究所を集結。
昭和40年7月	「日清長野化学株式会社」の全株式を取得し、同社の社名を「日清化学株式会社」に改める。
昭和40年10月	直系会社「日清フーズ株式会社」よりプレミックス類の製造、研究部門を譲受け。
昭和41年12月	米国のDCA Food Industries Inc.との共同出資により「日清ディー・シー・エー食品株式会社」(日清テクノミック株式会社に商号変更)を設立。
昭和43年2月	名古屋工場内に食品工場完成。
昭和45年10月	「日清ペット・フード株式会社」を設立。
昭和47年4月	「日清エンジニアリング株式会社」を設立。
昭和53年4月	「フレッシュ・フード・サービス株式会社」を設立。
昭和62年10月	「日清フーズ株式会社」、「日清化学株式会社」を吸収合併。
昭和63年3月	タイ国において合弁会社「Thai Nisshin Seifun Co.,Ltd.」を設立。平成元年1月より操業開始。
平成元年9月	カナダの製粉会社「Rogers Foods Ltd.」を買収。
平成元年10月	「中央研究所第二研究所」を栃木県西那須野町(現 那須塩原市)に移転し、「那須研究所」と改称。
平成2年9月	千葉製粉工場Dミル増設。
平成3年8月	タイ国において合弁会社「Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.」を設立。平成5年3月より操業開始。
平成6年9月	東灘製粉工場Cミル増設。
平成8年4月	杏林製薬株式会社との合弁会社「日清キョーリン製薬株式会社」の運営開始(平成20年10月に合弁パートナーである杏林製薬株式会社と合併)。
平成8年10月	米国において「Medallion Foods, Inc.」を設立。
平成9年10月	新たに設立した「日清フーズ株式会社」に冷凍食品事業を移管。
平成10年3月	本店を東京都千代田区に移転。
平成11年4月	「日清テクノミック株式会社」を吸収合併。
平成11年10月	「株式会社三幸」に経営参加。
平成13年7月	全事業を分社し、持株会社「株式会社日清製粉グループ本社」と事業会社「日清製粉株式会社」「日清フーズ株式会社」「日清飼料株式会社」「日清ペットフード株式会社」「日清ファルマ株式会社」の新しい体制に移行。
平成14年4月	中国において「青島日清製粉食品有限公司」を設立。
平成14年10月	「日清製粉株式会社」鶴見工場Gミル増設。
平成15年4月	「オリエンタル酵母工業株式会社」の株式を追加取得し連結子会社化。
平成15年10月	「日清飼料株式会社」と丸紅飼料株式会社との経営統合による「日清丸紅飼料株式会社」(持分法適用関連会社)の運営開始。
平成16年3月	「イニシオフーズ株式会社」を設立。
平成16年12月	「Rogers Foods Ltd.」はカナダのチリワック市に新製粉工場を竣工。

年月	事項
平成17年7月 平成17年10月 平成17年11月	中国において「新日清製粉食品(青島)有限公司」を設立。平成19年4月より工場本格稼働。 「イニシオフーズ株式会社」が「株式会社三幸」を吸収合併。 中国において株式会社ニチレイとの合弁会社「錦築(煙台)食品研究開発有限公司」を設立。平成18年10月から運営開始。
平成19年6月 平成20年1月 平成20年2月	「新日清製粉食品(青島)有限公司」が「青島日清製粉食品有限公司」を吸収合併。 タイ国において「Thai Nisshin Technomic Co.,Ltd. R&D Office Center & Sales Office」を開設。 中国において「東酵(上海)商貿有限公司」(日清製粉東酵(上海)商貿有限公司に商号変更)を設立。
平成20年9月 平成21年7月 平成22年12月	「日清製粉株式会社」東灘工場D・Eミル増設。 「日清フーズ株式会社」館林工場プレミックスライン増設。 連結子会社「オリエンタル酵母工業株式会社」及び「株式会社NBCメッシュテック」に対し、公開買付け等を実施し、100%子会社化。
平成23年5月 平成23年6月	「阪神サイロ株式会社」の株式を追加取得し連結子会社化。 中国においてEurogerm S.A.との合弁会社「欧諾嘉(上海)商貿有限公司」(持分法適用関連会社)を設立。
平成24年1月 平成24年3月 平成24年10月 平成24年11月	インドにおいて「Oriental Yeast India Pvt.Ltd.」を設立。 米国の製粉会社「Miller Milling Company,LLC」を買収。 「日清製粉プレミックス株式会社」を設立。 群馬県館林市に「製粉ミュージアム」を開設。
平成24年12月 平成25年2月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年2月	「トオカツフーズ株式会社」の株式を取得。(持分法適用関連会社) ニュージーランドの製粉事業を取得し、「Champion Flour Milling Ltd.」として運営開始。 インドネシアにおいて「PT.Indonesia Nisshin Technomic」の事業を本格的に開始。 ベトナムにおいて「Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.」を設立。 「日清製粉株式会社」福岡工場稼働。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社51社、関連会社16社によって構成され、その主な事業内容と、各関係会社等の当グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、事業内容の区分は「第5 経理の状況 1 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

#### (1) 製粉事業

日清製粉㈱(連結子会社)は小麦粉及びふすま(副製品)を製造し、特約店を通じて販売しております。フレッシュ・フード・サービス㈱(連結子会社)は主として冷凍食品及びその原材料の販売と小麦粉関連の商材を用いた飲食店経営を行っており、日清製粉㈱から関連商材及び一部小麦粉を仕入れております。ヤマジヨウ商事㈱(連結子会社)及び石川㈱(持分法適用会社)は日清製粉㈱の特約店であります。なお、石川㈱は日清製粉㈱に包装資材の販売も行っております。

アメリカのMiller Milling Company, LLC(連結子会社)、カナダのRogers Foods Ltd.(連結子会社)及びタイのNisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.(連結子会社)は、小麦粉の製造を行い、北米及びアジアにて販売を行っております。ニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.(連結子会社)はニュージーランドにて小麦粉の製造・販売を行っております。

#### (2) 食品事業

日清フーズ㈱(連結子会社)はプレミックス等を製造・販売し、日清製粉㈱から仕入れる家庭用小麦粉、外部の取引先から仕入れる冷凍食品等の加工食品を販売しております。日清製粉プレミックス㈱(連結子会社)はプレミックスを製造・販売しております。マ・マーマカロニ㈱(連結子会社)は日清製粉㈱が製造する小麦粉を主原料として、パスタを製造し、日清フーズ㈱が販売しております。イニシオフーズ㈱(連結子会社)は惣菜・冷凍食品の製造・販売及びデパート等の直営店舗の経営を行っております。大山ハム㈱(連結子会社)は食肉加工品の製造・販売を行っております。

タイのThai Nisshin Technomic Co., Ltd.(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、東南アジアにて販売しております。中国の新日清製粉食品(青島)有限公司(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、中国にて販売しております。インドネシアのPT. Indonesia Nisshin Technomicは東南アジアにてプレミックスの販売を行っております。アメリカのMedallion Foods, Inc.(連結子会社)はパスタ、タイのThai Nisshin Seifun Co., Ltd.(連結子会社)はパスタソース・冷凍食品の製造を行い、主として日清フーズ㈱が輸入・販売をしております。なお、平成25年6月、ベトナムに調理加工食品の製造・販売を行うVietnam Nisshin Seifun Co., Ltd.(連結子会社)を設立しました。

オリエンタル酵母工業㈱(連結子会社)は製菓・製パン用資材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業を行っております。

日清ファルマ㈱(連結子会社)は健康食品・医薬品等を製造・販売しております。

トオカツフーズ㈱(持分法適用会社)は弁当・惣菜等調理済食品の製造・販売を行っております。

#### (3) その他事業

日清ペットフード㈱(連結子会社)はペットフードを製造・販売しております。

日清エンジニアリング㈱(連結子会社)は穀類・食品・化学製品等の生産加工設備の設計・工事の請負・監理、粉体機器の製作・販売及び粉体加工事業を行っており、一部当社グループの工事の請負等をしております。

㈱NBCメッシュテック(連結子会社)はメッシュクロス及び成形フィルターの製造・販売を行っております。

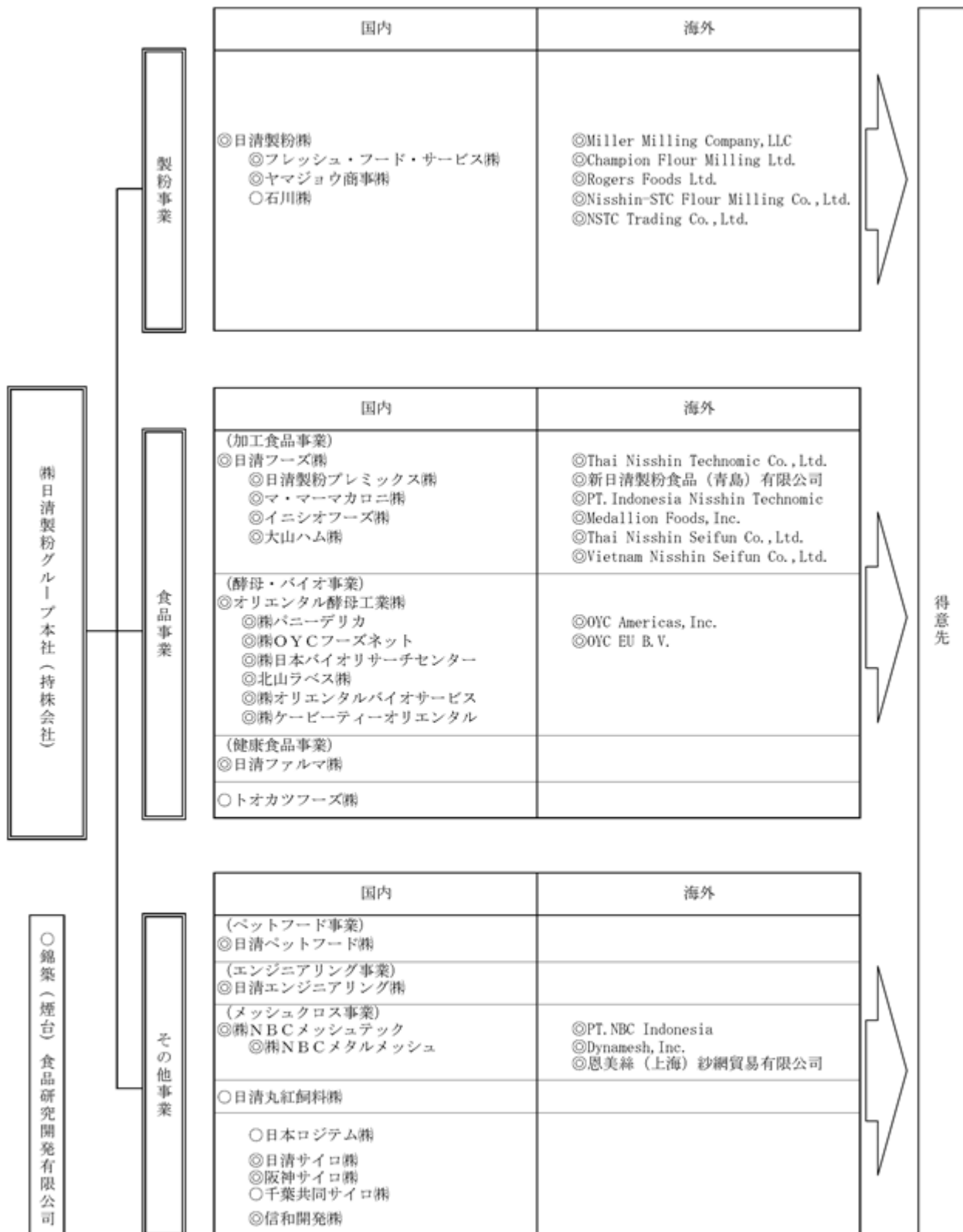
日清丸紅飼料㈱(持分法適用会社)は配合飼料を製造・販売しております。

日本ロジテム㈱(持分法適用会社)は貨物自動車運送事業・倉庫業等を営んでおり、一部当社グループ製品の輸送・保管を行っております。日清サイロ㈱(連結子会社)、阪神サイロ㈱(連結子会社)及び千葉共同サイロ㈱(持分法適用会社)は穀物の荷役保管業務を行っております。信和開発㈱(連結子会社)はスポーツ施設の経営をしております。

以上の当社グループの状況について、事業系統図を示すと次のとおりであります。

なお、平成26年6月、トルコに乾物パスタ等の製造・販売を行うNisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.を設立しております。

## (事業系統図)



他 連結子会社 7 社、持分法適用会社 5 社

◎連結子会社  
○持分法適用会社

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	その他
(連結子会社)						
日清製粉(株)	東京都千代田区	14,875	小麦粉の製造・販売	100.0	兼任 6人 出向 2人 転籍 5人	運転資金の一部貸付 当社が事業用地、建物 及び事務所を賃貸
Miller Milling Company, LLC	アメリカ ミネソタ州	86	小麦粉の製造・販売	100.0 (100.0)	兼任 2人	なし
Champion Flour Milling Ltd.	ニュージーランド オークランド市	3,491	小麦粉の製造・販売	100.0 (75.0)	兼任 2人	なし
日清フーズ(株)	東京都千代田区	5,000	パスタ類、家庭用小麦 粉、冷凍食品等の販 売、プレミックスの製 造・販売	100.0	兼任 5人 出向 3人 転籍 3人	運転資金の一部貸付 当社が事業用地、事務 所を賃貸
日清製粉プレミックス(株)	東京都中央区	400	プレミックスの製造・ 販売	100.0 (100.0)	兼任 1人 出向 2人	当社が事業用地、事務 所を賃貸
マ・マーマカロニ(株)	栃木県宇都宮市	350	パスタの製造・販売	68.1 (53.1)	兼任 2人 出向 1人	なし
イニシオフーズ(株)	東京都千代田区	487	惣菜・冷凍食品の製 造・販売、デパート等 の直営店舗の経営	100.0 (63.0)	兼任 3人 出向 3人	運転資金の一部貸付 当社が事務所を賃貸
オリエンタル酵母工業(株)	東京都板橋区	2,617	製菓・製パン用資材、 生化学製品等の製造・ 販売及びライフサイエ ンス事業	100.0	兼任 2人 出向 1人 転籍 3人	運転資金の一部貸付
日清ファルマ(株)	東京都千代田区	2,689	健康食品・医薬品等の 製造・販売	100.0	兼任 4人 出向 2人 転籍 2人	運転資金の一部貸付 当社が事務所を賃貸
日清ペットフード(株)	東京都千代田区	1,315	ペットフードの製造・ 販売	100.0	兼任 4人 出向 2人 転籍 2人	運転資金の一部貸付 当社が建物、事務所を 賃貸
日清エンジニアリング(株)	東京都中央区	107	食品生産設備等の設 計・工事請負・監理及 び粉体機器の販売	100.0	兼任 3人 出向 1人 転籍 5人	当社が事務所を賃貸
(株)NBCメッシュテック	東京都日野市	1,992	メッシュクロス、成形 フィルターの製造・販 売	100.0	兼任 2人 転籍 3人	運転資金の一部貸付
その他34社						
(持分法適用会社)						
日清丸紅飼料(株)	東京都中央区	5,500	配合飼料の製造・販売	40.0	兼任 3人 出向 1人 転籍 2人	当社が事業用地、建物 を賃貸
トオカツフーズ(株)	神奈川県横浜市 港北区	100	弁当・惣菜等調理済食 品の製造・販売	49.0	兼任 2人 出向 1人	借入金に対し当社が担 保を差入
日本ロジテム(株)	東京都品川区	3,145	貨物自動車運送事業・ 倉庫業等	25.6 (20.5)	出向 1人	なし
その他8社						

(注) 1 日清製粉(株)、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、(株)NBCメッシュテック、Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.及びPT.NBC Indonesiaは特定子会社であります。なお、Nisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.及びPT.NBC Indonesiaは、(連結子会社)その他に含まれております。

2 日本ロジテム(株)は、有価証券報告書を提出しております。

3 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。



- 4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
日清製粉(株)	179,262	9,257	5,768	56,549	118,075
日清フーズ(株)	126,812	3,784	2,202	25,880	55,118
オリエンタル酵母工業(株)	61,313	2,667	1,797	15,655	33,717

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成26年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
製粉	1,397 [72]
食品	3,205 [1,490]
その他	663 [320]
全社(共通)	385 [58]
合計	5,650 [1,940]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(平成26年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
305 [24]	42.2	17.9	8,770,310

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 提出会社従業員は、全て「全社(共通)」に属しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、日清製粉労働組合等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当期につきましては、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和による円安・株高を背景に、企業業績や個人消費が持ち直すなど、緩やかな景気回復の動きがみられましたが、当社を取り巻く環境は、円安による輸入原材料価格や電力コストの上昇、消費者の低価格志向の継続等、依然として厳しいものとなりました。このような中、当社は「トップライン（売上高）の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略とする中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」の取組みを加速し、各事業におきまして積極的な販売促進施策を推進しました。海外展開におきましても、M&Aにより取得した子会社の連結効果や生産能力増強に加え、グループ各社で積極的な出荷拡大施策を進めたことにより、海外売上高比率は10%を超え、海外事業は順調に拡大しております。また、パスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため、トルコに合弁会社を設立し、平成27年4月稼働予定でパスタ工場を建設することを決定しました。併せて、マ・マーマカロニ(株)神戸工場に、平成27年5月稼働予定で冷凍食品新工場を建設することを決定しました。また、製粉事業においては、コスト競争力強化策として建設を進めていた福岡新工場が本年2月に予定どおり稼働し、平成27年5月稼働予定の知多工場（愛知県知多市）の新ライン増設工事も順調に進捗しております。なお、輸入小麦の政府売渡価格が、昨年4月に5銘柄平均で9.7%、10月に同4.1%それぞれ引き上げられたことを受けて、製品価格の改定を実施しました。

これらの結果、売上高は製粉事業及び食品事業の出荷増や海外事業の拡大等により4,959億30百万円（前期比108.9%）となりました。利益面では、出荷増及び全社的なコスト削減の取組みに加え、製粉事業におきましてふすま価格が堅調に推移したことにより、営業利益は222億74百万円（前期比102.5%）、経常利益は255億79百万円（前期比103.4%）、当期純利益は150億98百万円（前期比110.3%）となり、当期の連結業績は増収増益となりました。

なお、当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。当期の年間配当におきましては、実質増配とするため、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わず、前期に引き続き1株当たり20円といたしました。

また、米国のMiller Milling Company,LLCは、本年4月に新たに米国内の製粉4工場を買収することを決定し、5月に買収しました。これにより、同社の工場数は6工場となり、生産能力は全米で第4位となります。

セグメント別の営業概況は次のとおりです。

#### 製粉事業

製粉事業につきましては、引き続きシェアアップに向けてお客様との関係を強化する「価値営業」を推進した結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月と10月に引き上げられたことを受け、それぞれ6月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進するとともに、コスト競争力強化策として臨海大型工場への生産集約を進めております。本年2月には福岡新工場が予定どおり稼働し、また、昨年10月には平成27年5月稼働予定で知多工場の新ライン増設に着工しました。さらに、平成27年4月稼働予定で東灘工場に隣接する阪神サイロ(株)の原料小麦サイロ収容力25%増強を決定しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外事業につきましては、M&Aにより取得した米国のMiller Milling Company,LLC及びニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.の連結効果や、生産能力を増強したMiller Milling Company,LLC及びタイのNisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.での出荷拡大等により、売上げは前年を上回りました。

この結果、製粉事業の売上高は2,077億52百万円（前期比116.0%）、営業利益は93億81百万円（前期比110.3%）となりました。

#### 食品事業

加工食品事業につきましては、家庭用では、当社独自の技術を活かし、生活者の個食化、簡便化等のニーズに対応した新製品を投入するとともに、業務用では、新規顧客獲得に向けた積極的な提案活動を実施したことにより、家庭用、業務用とも、売上げは前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、量販店向け惣菜の出荷拡大施策を推進し、売上げは前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、売上げは前年を上回りました。なお、Thai Nisshin Technomic Co.,Ltd.では、本年末稼働予定で業務用プレミックスの生産能力25%増強工事を進めており、ベトナムの新会社Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.では、本年秋の稼働予定で調理加工食品工場の建設に着工しました。また、パスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため、トルコに合弁会社Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.を設立し、平成27年4月稼働予定でパスタ工場を建設することを決定しました。併せて、マ・マーマカロニ(株)神戸工場に平成27年5月稼働予定で冷凍食品新工場を建設することを決定しました。

酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、イースト、総菜等の拡販により、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、補酵素を始めとした診断薬原料等の拡販により、売上げは前年を上回りました。

健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売は好調に推移しましたが、医薬品原薬の需要変動により、売上げは前年を下回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,430億7百万円（前期比104.4%）、営業利益は100億54百万円（前期比96.6%）となりました。

#### その他事業

ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入等でプレミアムペットフードの出荷が好調に推移し、売上げは前年を上回りましたが、円安による輸入原材料価格の高騰や販売競争の激化等、厳しい市場環境が続きました。

エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリング、機器販売が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材や自動車部品向け等の化成品が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。

この結果、その他事業の売上高は451億71百万円（前期比103.7%）、営業利益は28億28百万円（前期比97.0%）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益252億1百万円、減価償却費136億69百万円等による資金増加が、仕入債務の減少等による運転資金の増加及び法人税等の支払等の資金減少を上回ったことにより、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは250億58百万円の資金増加となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

3ヶ月を超える定期預金及び有価証券の運用による満期・償還が預入・取得を177億55百万円上回りましたが、日清製粉㈱による福岡新工場建設を含めた有形及び無形固定資産の取得に186億36百万円を支出したこと等により、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは17億97百万円の資金減少となりました。

以上により、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、232億61百万円の資金増加となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

株主の皆様への利益還元といたしまして、配当に49億71百万円を支出したこと等により、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは50億72百万円の資金減少となりました。

上記のとおり、当連結会計年度は営業活動による資金の増加を、戦略的な設備投資に投入するとともに株主の皆様への利益還元として配当を実施いたしました。これに、資金の運用効率向上のため3ヶ月を超える定期預金及び有価証券等で運用しております戦略投資等に対応する待機資金の満期・償還が預入・取得を上回ったことによる資金増加が加わり、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末比194億35百万円増加し、726億85百万円となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (24.4.1～25.3.31)	当連結会計年度 (25.4.1～26.3.31)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	169,556	198,748	17.2
食品	120,833	122,073	1.0
その他	22,024	23,115	5.0
合計	312,414	343,937	10.1

(注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (24.4.1～25.3.31)	当連結会計年度 (25.4.1～26.3.31)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	179,127	207,752	16.0
食品	232,867	243,007	4.4
その他	43,570	45,171	3.7
合計	455,566	495,930	8.9

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (24.4.1～25.3.31)		当連結会計年度 (25.4.1～26.3.31)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
三菱商事(株)	58,627	12.9	63,256	12.8

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格及び販売価格の変動については「1 業績等の概要」に記載しております。

### 3【対処すべき課題】

国内の食品業界におきましては、人口減少による市場縮小、消費税率引上げによる個人消費への影響、円安を背景とした輸入原材料価格の上昇が懸念され、さらにはT P P（環太平洋経済連携協定）やE P A（経済連携協定）等の国際貿易交渉の結果いかんでグローバル競争が加速されることが予想されます。

そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、中期経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組み、事業の成長、拡大を図ってまいります。

#### (1) 国内事業戦略

製粉事業におきましては、「価値営業」を推進し、更なるシェアアップを実現してまいります。また、コスト競争力強化策として、臨海大型工場への生産集約に取り組んでおり、本年2月に福岡新工場を稼働させ、平成27年5月の稼働を目指して知多工場の新ライン増設に着手しております。

加工食品事業におきましては、市場創造型・食卓提案型の新製品の投入や積極的な販売促進施策等により、ブランドロイヤリティの向上に取り組むとともに、成長分野である中食・惣菜、冷凍食品事業の一層の拡大を図ってまいります。冷凍食品事業につきましては、平成27年5月稼働予定でマ・マーマカロニ(株)神戸工場に冷凍食品の新工場を建設することを決定しております。

酵母・パイオ、健康食品、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業におきましては、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

#### (2) 海外事業戦略

当社グループは海外事業の拡大を最優先戦略の一つと位置付け、積極的に海外事業の拡大を推進してまいります。

製粉事業におきましては、昨年、生産能力を30%増強した米国のMiller Milling Company, LLCにて、本年5月に新たに米国内の製粉4工場を買収しました。これにより同社の工場数は6工場となり、生産能力は全米で第4位となります。引き続き、カナダのRogers Foods Ltd.とともに北米市場での更なる成長を目指します。アジア市場では、生産能力を20%増強したタイのNisshin-STC Flour Milling Co.,Ltd.、オセアニア市場では、ニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.で当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販を図ってまいります。

加工食品事業におきましては、アジア市場で成長が見込まれるプレミックス事業の更なる拡大に向け、本年末までにThai Nisshin Technomic Co.,Ltd.の生産能力を25%増強します。さらに、本年秋にはベトナムのVietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.でパスタソース等の調理加工食品の工場を、平成27年4月にはトルコの合弁会社Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.でパスタの工場を建設し、日本国内向けのみならず、海外市場に対してもパスタ関連製品を販売してまいります。

その他、製粉、食品、ベーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM & A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

#### (3) 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。また、研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応し利益確保ができる事業基盤を構築してまいります。

#### (4) 麦政策等の制度変更に向けた取組み

T P P（環太平洋経済連携協定）やE P A（経済連携協定）等の国際貿易交渉の進展によっては、現行の麦政策等の制度が大きく変わり、小麦粉関連業界に大きな影響が及ぶことが想定されます。当社グループは、今後想定される制度変更等の情勢を見極めて、スピードを上げて、グローバル競争で勝ち残る強固な企業体質を構築してまいります。

#### (5) 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、各ステークホルダーに対する基本姿勢、具体的活動の検討及び推進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。

当社グループは、コンプライアンスの徹底、品質保証体制の確立、環境保全活動の推進等のCSR活動を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ全社に徹底しております。

品質保証につきましては、安全・安心な製品をお届けするために食品安全に加え、食品防御（フードディフェンス）を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切

に指示する役割を担うCR室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保するために、BCP（事業継続計画）により災害等への備え等も拡充しております。

環境保全につきましては、省エネルギー、廃棄物の削減等、電力問題への対応を含め環境負荷の低減に積極的に取り組んでおります。

内部統制につきましては、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体におきまして広く内部統制システムの再構築を行い、専任組織によるモニタリングを実施するとともに引き続きその維持、改善に努めております。

さらに、当社グループは社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、東日本大震災被災地の復興支援の継続、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献、WFP（国連世界食糧計画）活動支援等も行っております。

当社はこのような企業の社会的責任への取り組みを今後とも継続して、その責任を果たしてまいります。

## (6) 株式会社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、安全安心な食を提供し続けていくことが当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉であると考えております。企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給が必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、短期的な経済的効率性のみを重視して生産コストや研究開発コストにつき過度の削減を行うなど中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、食の安全を始めた社会的責任に対する考え方等について、事前の十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要  
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第49条及び平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしキ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外役員のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて充たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を充たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。
  - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
    - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
    - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為
    - (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
    - (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害することで買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為
  - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
  - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
  - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
  - オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は当該日数。))が確保されていること
  - カ) 当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと
  - キ) その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由



本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、当社定款第49条の規定に則り、平成24年6月27日開催の第168回定時株主総会において株主の皆様への事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外役員のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 上記 4)ア)ないしキ)記載の事項がすべて満たされていると認められる買収提案については、企業価値委員会は勧告決議を行わなければならないものとされており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために満たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて満たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成26年6月26日）現在において当社が判断したものであります。

##### 経済情勢、業界環境

当社グループは経済情勢・業界環境によって業績を大きく左右されないように、企業体質の強化に努めておりますが、国内の競争激化による主要製品の出荷変動、単価下落の可能性がります。また、投資先・取引先等の倒産による損失発生の可能性がります。

##### T P P等の国際貿易交渉の進展と麦政策の変更

当社グループは製粉事業・加工食品事業において構造改善に取組み、強固な企業体質を構築してまいりましたが、T P P（環太平洋経済連携協定）等の国際貿易交渉の今後の進展、政府の対応とその決着内容によっては当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に大きな影響が及びことも予想されます。また、国内での麦政策の見直しの進展により、現行の国家貿易のあり方など小麦の管理手法（調達・在庫・売渡方法など）の変更、国内小麦粉・二次加工市場の混乱、関連業界の再編など製粉事業、加工食品事業においてリスクの発生の可能性がります。

##### 製品安全

食の安心・安全についての社会的関心が年々高まっており、食品業界におきましては、より一層厳格な対応が求められるようになっております。当社グループは食品防御（フードディフェンス）を含む品質保証体制の確立に向けて取組みを強化しておりますが、外的要因も含め当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、製品回収、出荷不能品発生などの可能性がります。また、原料調達面における当社グループの予測不能の事象の発生により出荷不能品発生などの可能性がります。

##### 原材料市況の高騰

当社グループは将来の小麦の完全自由化対応に向けてローコストの実現を目指しておりますが、原料市況の変動及び原油高に伴う物流コスト、包装資材等の原材料価格の上昇などで調達コストが高騰し、コスト低減を実現できない可能性がります。また、輸入小麦価格の大幅な引き上げ等原材料や商品等の調達コストの上昇に対応した小麦粉及び加工食品等の販売価格の改定が確実に行われない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がります。

##### 為替変動（主にドル・ユーロ・パーツ）

当社グループは為替予約を実施するなど、為替変動によって業績を左右されないよう努めておりますが、加工食品事業をはじめ各事業において、原料・製品の一部を海外より調達しており、為替変動により調達コスト変動の可能性がります。また、海外事業においては損益、財務状況が円換算の変動の影響を受け、製粉事業においては副産物のふすま価格が為替で変動する輸入ふすま価格の影響を受ける可能性がります。

##### 生産の外部委託

当社グループは生産効率の最適化を実現するために、自社生産に加えて一部製品の生産を外部委託しております。生産の外部委託に際しては自社工場と同様の管理の徹底や、調達の安定性の確保に十分に配慮しておりますが、当社グループとの取引に起因しない委託先企業の経営破綻などの事象が発生した場合、調達コストの上昇、製品供給に支障をきたすなどの可能性がります。

##### 情報・システム

当社グループでは適切なシステム管理体制作りをしておりますが、システム運用上のトラブルの発生などにより、顧客対応に支障をきたし、費用発生などの可能性がります。また、当社グループではコンピューターウィルス対策や情報管理の徹底を進めておりますが、当社グループの予測不能のウィルスの侵入や情報への不正アクセスなどにより、顧客対応に支障をきたす可能性や、営業秘密・個人情報の社外への流出などによる費用発生や社会的信用の低下などの可能性がります。

#### 他社とのアライアンス及び企業買収の効果の実現

当社グループは経営資源の最適化を図り、成長と拡大を実現するため、他社とのアライアンス及び企業買収を行っておりますが、アライアンス及び買収後の事業が当初の計画通りに進捗しない場合等には、その効果を実現できない可能性があります。

#### 設備安全、自然災害等

当社グループは工場等の設備安全に向けて火災・爆発などの事故発生防止の体制作りを強化しております。また地震・風水害など自然災害の発生時に、人的被害・工場等の設備破損が生じないように主要工場の耐震補強や液状化対策を実施しており、今後想定される大地震に対しても、BCP（事業継続計画）の追加策定を行うなどの見直しを行っております。しかし、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、あるいは、新型インフルエンザが大流行した場合など、損害発生、顧客への製品供給に支障をきたすなどの可能性があります。

#### 公的規制

当社グループはコンプライアンスの更なる強化を進めておりますが、予測不能の事態の発生により対応費用の発生などの可能性があります。

#### 海外事故等

当社グループは海外事故等の未然防止に努めておりますが、海外事業においては、政治あるいは経済の予期しない変動、新型インフルエンザの大流行などにより、海外事業の業績悪化、費用発生などの可能性があります。

#### 知的財産権

当社グループは知的財産権の保護を進めておりますが、他社の類似製品発売などにより、ブランド価値の低下などの可能性があります。また、将来において当社グループが他社の知的財産権を侵害しているとされる可能性があります。

#### 環境管理

当社グループの事業は、比較的環境負荷の低い事業で構成されておりますが、そのような中におきましても当社グループは企業活動を通じて環境管理システムの充実、省エネルギー、廃棄物削減など環境経営を積極的に進めております。しかしながら、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、対応費用の発生などの可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年1月29日開催の取締役会において、当社グループ加工食品事業の基幹製品群であるパスタの生産体制を一層強化し更なる事業拡大を実現するため、当社の子会社である日清フーズ株式会社とともに丸紅株式会社及びトルコ共和国最大のパスタメーカーであるNuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.との間で合弁会社を設立することを決議し、同日付で合弁契約を締結いたしました。なお、合弁会社は平成26年6月10日に設立されております。

合弁会社の概要は以下のとおりであります。

名称	Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.
所在地	トルコ共和国 アンカラ県
事業内容	乾物パスタ等の製造及び販売
資本金	42.75百万トルコリラ
出資比率	当社3%、日清フーズ(株)48%、丸紅(株)25%、Nuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.24%

## 6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当社の組織として主に基盤技術を研究開発する基礎研究所、及び主に各事業に導入する生産技術の開発とナノテクノロジー技術の開発を担う生産技術研究所を設置するほか、連結子会社である日清製粉(株)（製粉事業）、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)（以上食品事業）、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック（以上その他事業）にそれぞれ研究開発組織を配置し、各事業領域に特化した研究開発を行っております。なお、本年度は基礎研究所において、「食品加工研究室」、「穀粉機能研究室」及び「微生物制御研究室」の3研究室体制へと組織を変更して研究に取り組んでおります。

これらの研究開発組織においては、新製品候補素材の探索や新技術の確立を目的とした基礎研究を行う一方、マーケットのニーズ・ウォンツに適合した新製品や調理加工技術の開発、既存製品の改良、生産システムの自動化、粉粒体関連技術の開発・応用など、幅広い研究開発活動を行っております。いずれも研究領域における専門性を高め最新技術を導入するため内外の研究機関などと積極的に連携を深め、研究開発の効率化と成果の事業化を強力に推進しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、57億69百万円であります。

なお、研究開発費には、特定のセグメントに関連付けられない研究費用13億58百万円が含まれております。

当連結会計年度の研究開発の概要と主な成果は次のとおりであります。

### (1) 製粉事業

日清製粉(株)商品開発センター、つくば穀物科学研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、新しい小麦粉加工技術及び小麦・小麦粉を対象とした穀物科学と穀粉加工技術の研究開発などを行っております。主な成果としては、北海道産小麦「ゆめちから」の品質特性を生かした中華麺用粉「ゆめ飛龍」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は5億30百万円であります。

### (2) 食品事業

日清フーズ(株)の開発センターが中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、各種プレミックス・乾麺・パスタ・レトルト食品・冷凍食品・惣菜等の全温度帯商品群の研究開発を行っております。主な成果としては、冷凍食品において、人気の「マ・マー 弾む生パスタ」シリーズにラザニアやグラタン、スープを投入したほか、冷凍パスタの新シリーズ「マ・マー ゴールド」では、お手頃価格でありながら満足の品質も実現しました。乾麺では、三層構造の独自技術を用いた「熟成極み」シリーズに細づくりうどんを投入しました。オリエンタル酵母工業(株)の食品部門では、食品研究所と4つの食品開発センターでパン酵母や製パン周りの食品群の研究開発を行い、バイオ部門では長浜研究所内に生物科学研究所と生化学生産開発センターを設置して研究開発を行っております。日清ファルマ(株)健康科学研究所では、各種栄養補助食品の開発を行い、産官学で連携して健康食品素材の研究開発を行っています。主な成果としては、栄養補助食品「イチョウ葉」の上位品として、脳の栄養素であるホスファチジルセリンを追加した「イチョウ葉+PS」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は31億78百万円であります。

### (3) その他事業

日清ペットフード(株)では那須研究所でペットの健康や嗜好に配慮した研究開発を行っております。主な成果としては動物病院を通じて販売している療法食「ジェーピースタイル ダイエテックス」シリーズのラインナップを充実させるとともに、ペットのみならず飼い主の志向や利便性にも配慮した「ファインアロマプラス」シリーズを犬用、猫用で発売いたしました。日清エンジニアリング(株)では、粉体事業部が各種粉体の粉砕、分級などの機器、及び熱プラズマ法によるナノ粒子製造技術を当社の生産技術研究所と連携して研究開発しております。また(株)NBCメッシュテックでは、スクリーン印刷用・産業用資材の両分野において新製品及び新素材の研究開発を行っております。

当事業に係る研究開発費は7億2百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成26年6月26日)現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。

当社グループは、連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに収益・費用の報告数値に影響を与える以下のような見積り及び仮定を行っております。過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと実績が異なる場合があります。

#### 貸倒引当金

当社グループは、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要な貸倒引当金を計上しております。顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

#### 投資有価証券の減損

当社グループでは投資有価証券を所有しておりますが、時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については原価法を採用しております。当社グループでは、時価のある有価証券については、時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には減損処理し、30%から50%の下落の場合には、当該有価証券発行会社の業績等を勘案し必要に応じ減損処理しております。時価のない有価証券については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、回復の見込みが確実と認められる場合を除き、減損処理しております。

当社グループでは投資有価証券について必要な減損処理をこれまでに行ってきており、現状では減損すべき投資有価証券はありませんが、将来の市況悪化または投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失または簿価の回収不能が発生し、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 固定資産の減損

当社グループには、現状では減損すべき固定資産はありませんが、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を著しく下回ることとなった場合には減損処理が必要となる可能性があります。

#### 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み及び税務計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩または追加計上により利益が変動する可能性があります。

#### 退職給付費用及び債務

当社グループの退職一時金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度における退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待運用収益率などが含まれます。割引率は期末における複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当を得ている社債等の市場利回りに基づき、期待運用収益率は保有している年金資産の運用方針や過去の運用実績等に基づき決定しております。実績が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

### (2) 当連結会計年度の経営成績及び経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

#### 売上高及び営業利益

当連結会計年度につきましては、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和による円安・株高を背景に、企業業績や個人消費が持ち直すなど、緩やかな景気回復の動きがみられましたが、当社を取り巻く環境は、円安による輸入原材料価格や電力コストの上昇、消費者の低価格志向の継続等、依然として厳しいものとなりました。

このような中、製粉事業につきましては、引き続きシェアアップに向けてお客様との関係を強化する「価値営業」を推進した結果、国内業務用小麦粉の出荷は前年を上回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月と10月に引き上げられたことを受け、それぞれ6月と12月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。生産・物流面では、引き続き生産性向上及び固定費削減等のコスト削減の取組みを推進するとともに、コスト競争力強化策として臨海大型工場への生産集約を進めております。本年2月には福岡新工場が予定どおり稼働し、また、昨年10月には平成27年5月稼働予定で知多工場の新ライン増設に着工しました。さらに、平成27年4月稼働予定で東灘工場に隣接する阪神サイロ棟の原料小麦サイロ収容力25%増強を決定しました。副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。海外事業につきましては、M&Aにより取得した米国のMiller Milling Company, LLC及びニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.の連結効果や、生産能力を増強したMiller Milling Company, LLC及びタイのNisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.での出荷拡大等により、売上は

前年を上回りました。利益面では、ふすま価格の堅調な推移、コスト削減の取組みに海外事業の業績も加わり、増益となりました。

食品事業につきましては、加工食品事業において、家庭用では、当社独自の技術を活かし、生活者の個食化、簡便化等のニーズに対応した新製品を投入するとともに、業務用では、新規顧客獲得に向けた積極的な提案活動を実施したことにより、家庭用、業務用とも、売上げは前年を上回りました。中食・惣菜事業につきましては、量販店向け惣菜の出荷拡大施策を推進し、売上げは前年を上回りました。海外事業につきましては、成長を続ける中国・東南アジア市場を中心に新規顧客の獲得に向けた積極的な商品提案に努めたことにより、売上げは前年を上回りました。なお、Thai Nisshin Technomic Co.,Ltd.では、本年末稼働予定で業務用プレミックスの生産能力25%増強工事を進めており、ベトナムの新会社Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.では、本年秋の稼働予定で調理加工食品工場の建設に着工しました。また、パスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため、トルコに合弁会社Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.を設立し、平成27年4月稼働予定でパスタ工場を建設することを決定しました。併せて、マ・マーマカロニ(株)神戸工場に平成27年5月稼働予定で冷凍食品新工場を建設することを決定しました。酵母・バイオ事業の酵母事業につきましては、イースト、総菜等の拡販により、売上げは前年を上回りました。バイオ事業は、補酵素を始めとした診断薬原料等の拡販により、売上げは前年を上回りました。健康食品事業につきましては、積極的な販売促進施策により消費者向け製品の販売は好調に推移しましたが、医薬品原薬の需要変動により、売上げは前年を下回りました。これらの結果、食品事業の売上高は前年を上回りましたが、利益面においては拡販費用の増加等により減益となりました。

その他事業では、ペットフード事業につきましては、積極的な新製品の投入等でプレミアムペットフードの出荷が好調に推移し、売上げは前年を上回りましたが、円安による輸入原材料価格の高騰や販売競争の激化等、厳しい市場環境が続きました。エンジニアリング事業につきましては、主力のプラントエンジニアリング、機器販売が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材や自動車部品向け等の化成品が好調に推移し、売上げは前年を上回りました。これらの結果、その他事業の売上高は前年を上回りましたが、利益面ではペットフード事業の販売条件悪化等により減益となりました。

以上の結果、連結売上高は前連結会計年度に比べ403億64百万円(8.9%)増の4,959億30百万円となりました。売上総利益率は29.7%と前連結会計年度と比べ0.9%低下し、また販売費及び一般管理費は、主として食品事業での拡販費用の増加等により、前連結会計年度と比べ73億52百万円増加しましたが、営業利益は前連結会計年度と比べ5億34百万円(2.5%)増の222億74百万円となりました。売上高営業利益率は前連結会計年度に比べ0.3%低下し4.5%となりました。

#### 経常利益

金融収支戻は17億90百万円(益)で、前連結会計年度に比べ1億6百万円増加しました。持分法による投資利益は8億39百万円で、主に中食・惣菜関連会社の利益が増加したことにより前連結会計年度に比べ2億41百万円増加しました。その他雑損益合計は6億74百万円(益)で、前連結会計年度に比べ44百万円減少しました。

以上の結果、営業外損益合計では33億5百万円(益)となり、前連結会計年度に比べ3億3百万円増加し、経常利益は前連結会計年度と比べ、8億37百万円(3.4%)増の255億79百万円となりました。

#### 当期純利益

特別利益は11億40百万円、特別損失は15億18百万円で差引特別損益は3億78百万円(損)となり、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度と比べ27億62百万円増の252億1百万円となりました。特別利益の主なものは、投資有価証券売却益5億7百万円であります。また、特別損失の主なものは、固定資産除却損7億12百万円であります。

税金等調整前当期純利益から法人税等合計91億83百万円、少数株主利益9億19百万円を差し引き、当期純利益は150億98百万円、前連結会計年度に比べ14億10百万円(10.3%)増となりました。

以上の結果、1株当たり当期純利益は55円23銭となり、前連結会計年度に比べ5円15銭増加しました。なお、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。また、自己資本利益率(ROE)は4.8%となり、前連結会計年度に比べ0.2%向上いたしました。

### (3) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、創業120周年となる平成32年(2020年)を見据えた長期的な視点に立ち、平成24年4月から中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」をスタートしております。

本中期経営計画におきましては、近い将来、グループ売上高1兆円、海外売上高比率30%以上を目指して、トップライン(売上高)の拡大と海外事業の拡大を最優先戦略と位置付け、その実現に向けて社内組織を整備・強化し、M&A・アライアンスを積極的に行います。また、いかなる環境におきましても勝ち残ることができるよう、輸入品に対抗できるコスト競争力の確保・強化と安全・安心な製品の生産・供給を両立させてまいります。

これらの戦略の遂行により長期・継続的な1株当たり利益（EPS）の成長を目指すとともに、売上高、経常利益・純利益、自己資本利益率（ROE）の向上により、長期的なグループ価値の極大化を図ってまいります。

#### (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当連結会計年度の資金状況は、営業活動で得た250億円の資金を、日清製粉㈱による福岡新工場建設を含めた有形及び無形固定資産の取得に186億円投入いたしました。一方で、今後の戦略投資等に対応する待機資金につきましては、安全性と運用効率を重視して3ヶ月を超える定期預金及び有価証券にて運用しておりますが、当連結会計年度においては満期・償還が預入・取得を177億円上回ったことにより、フリー・キャッシュ・フローは232億円の資金増加となりました。財務活動におきましては、株主の皆様への利益還元といたしまして、配当金の支払いに49億円を支出したこと等により、財務活動によるキャッシュ・フローは50億円の資金減少となりました。以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は前連結会計年度末に比べ194億円増加し、726億円となりました。

当連結会計年度末の借入金残高は99億円ですが、営業活動によるキャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループは将来必要とされる成長資金及び有利子負債の返済に対し、当面十分な流動性を確保しております。

なお、当社グループは中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」達成のため、重点分野への積極的な戦略投資を行ってまいります。そのための戦略投資資金は、内部及び外部の両財源より調達してまいります。内部からの資金捻出は、既に導入しておりますキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を利用した国内連結子会社の資金の一元管理、及び現在取り組んでおります資産の徹底的な圧縮により、外部からは当社グループの健全な財務体質を背景に有利子負債等により調達してまいります。

#### (5) 経営者の問題認識と今後の方針について

製粉、加工食品を中心とした当社グループでは、世界的な穀物等原材料価格の変動、来るべき小麦の自由化及び少子高齢・人口減少社会の到来を業績に大きな影響を与える可能性のある中長期的な事業環境の変化と認識しております。

当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針として、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつグループ経営を展開しております。事業展開につきましては、トップライン（売上高）の拡大と海外事業拡大を最優先戦略と位置付け、その実現に向けて社内組織を整備・強化し、M&A・アライアンスを積極的に行ってまいります。また、いかなる環境においても勝ち残ることができるよう、輸入品に対抗できるコスト競争力の確保・強化と安全・安心な製品の生産・供給を両立させてまいります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。さらに、今後も大きな変動が想定される原・燃料相場に対応し、生産コスト、調達コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応し利益確保ができる事業基盤を構築してまいります。これらの経営戦略の推進と同時に内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保護、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、株主・顧客・取引先・社員・社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねてまいります。

なお、現下の国内の状況につきましては、人口減少による市場縮小、消費税率引上げによる個人消費への影響、円安を背景とした輸入原材料価格の上昇が懸念され、さらにはTPP（環太平洋経済連携協定）やEPA（経済連携協定）等の国際貿易交渉の結果いかにグローバル競争が加速されることが予想されます。そのような中、当社グループは、引き続き国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給を確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たすとともに、中期経営計画で策定した戦略にスピーディーに取り組み、事業の成長、拡大を図ってまいります。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)では、生産能力の増強や製品安全などを目的とする設備投資を実施しております。当連結会計年度の設備投資の内訳(支払ベース)は、次のとおりであります。

	当連結会計年度	前期比
製粉	11,947百万円	35.3%
食品	6,042	19.6
その他	993	35.2
計	18,984	6.2
消去又は全社	347	
合計	18,636	7.1

製粉事業においては、本年2月に稼働した日清製粉(株)による福岡新工場建設工事のほか、能力増加や製品安全関連の投資を中心に行いました。

食品事業においては、能力増加、製品安全関連の投資を中心に行いました。

その他事業においては、能力増加の投資を中心に行いました。

なお、所要資金についてはいずれの投資も自己資金を充当しております。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

### (1) 提出会社及び国内子会社

(平成26年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
日清製粉(株)	鶴見工場 (川崎市川崎区)	製粉	小麦粉生産 設備	5,278	3,157	(注)4 5,470 (79)	228	14,134	133 [2]
日清製粉(株)	福岡工場 (福岡市中央区)	製粉	小麦粉生産 設備	4,146	4,558	(注)4 2,520 (19)	95	11,321	(注)8 6 [0]
日清製粉(株)	東灘工場 (神戸市東灘区)	製粉	小麦粉生産 設備	(注)5 5,477	2,573	(注)4 1,803 (30)	134	9,988	89 [1]
日清製粉(株)	千葉工場 (千葉市美浜区)	製粉	小麦粉生産 設備	2,193	1,381	(注)4 294 (43)	53	3,922	80 [4]
日清製粉(株)	知多工場 (知多市)	製粉	小麦粉生産 設備	1,344	712	(注)4 67 (32)	465	2,590	47 [3]
日清製粉(株)	名古屋工場 (名古屋市中川区)	製粉	小麦粉生産 設備	955	919	(注)4 69 (20)	87	2,030	59 [5]
日清フーズ(株)	館林工場 (館林市)	食品	プレミック ス生産設備	882	848	(注)4 210 (27)	44	1,986	40 [37]
日清製粉プレ ミック(株)	名古屋工場 (名古屋市中川区)	食品	プレミック ス生産設備	1,125	955	(注)4 47 (13)	45	2,175	69 [26]
マ・マー マカロニ(株)	本社及び 宇都宮工場 (宇都宮市)	食品	パスタ生産 設備	552	1,351	27 (23)	56	1,988	64 [191]
マ・マー マカロニ(株)	神戸工場 (神戸市東灘区)	食品	パスタ生産 設備	243	455	393 (16)	21	1,114	44 [53]
大山ハム(株)	本社及び 米子工場 (米子市)	食品	食肉加工品 生産設備	1,244	525	210 (35)	106	2,087	211 [226]
オリエンタル 酵母工業(株)	東京工場 (東京都板橋区)	食品	イースト製 造設備	850	828	0 (11)	85	1,764	52 [18]
オリエンタル 酵母工業(株)	大阪工場 (吹田市)	食品	イースト他 の製造設備	1,429	1,105	169 (22) (注)7 [5]	60	2,764	72 [18]
オリエンタル 酵母工業(株)	びわ工場 (滋賀県長浜市)	食品	フラワー ペースト、 粉末かんす い、ベーキ ングパウ ダー他の製 造設備	662	563	709 (36)	39	1,974	37 [21]
(株)パニーデリ カ	本社及び工場 (千葉県富里市)	食品	総菜(調理 フィリン グ)、マヨ ネーズ類の 製造設備	(注)4 937	(注)4 730	(注)4 708 (23)	(注)4 84	2,462	54 [28]
(株)N B Cメッ シュテック	山梨都留工場 (都留市)	その他	メッシュク ロス・化成 品製造設備	1,157	560	447 (35)	114	2,280	214 [90]
(株)N B Cメッ シュテック	静岡菊川工場 (菊川市)	その他	メッシュク ロス・化成 品製造設備	1,030	258	1,032 (69)	38	2,360	37 [10]
(株)日清製粉 グループ本社	本社及び研究所 (東京都千代田 区、埼玉県ふじ み野市他)		事務所、 研究開発 施設設備	3,778	534	(注)4 10,011 (40)	664	14,989	282 [24]

## (2) 在外子会社

(平成26年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
Rogers Foods Ltd.	チリワック工場 (カナダ)	製粉	小麦粉生産 設備	748	616	130 (41)	4	1,499	31 [0]
Miller Milling Company, LLC	ウィンチェス ター工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	711	2,739	85 (38)	249	3,785	46 [0]
Miller Milling Company, LLC	フレスノ工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産 設備	462	1,615	224 (130)	2	2,305	28 [0]
Champion Flour Milling Ltd.	クライスト チャーチ工場 (ニュージーラ ンド)	製粉	小麦粉生産 設備	650	322	660 (15)	12	1,646	48 [0]
Thai Nisshin Technomic Co., Ltd.	本社及び工場 (タイ)	食品	プレミック ス生産設備	398	140	(注) 4 16 (10)	123	678	242 [0]

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数の[ ]は、臨時従業員数を外書きしております。

4 提出会社、日清アソシエイツ(株)などの他の連結会社が所有しており、各社に賃貸しております。

5 提出会社が所有し、賃貸している分を含めて記載しております。

6 帳簿価額の「合計」欄には上記(注)4及び5の賃借分を含めて記載しております。

7 土地の[ ]は賃借している面積を外書きしております。

8 記載した従業員数のほか、平成26年6月までに閉鎖する鳥栖・筑後両工場の従業員が従事する予定であります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、生産能力の増強や製品安全等を目的とする投資を中心に計画しております。

当連結会計年度末現在における設備の新設等に係る投資予定金額(支払ベース)は190億円ですが、その所要資金についてはすべて自己資金で充当する予定であります。

重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名、 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
日清製粉(株) 知多工場	愛知県 知多市	製粉	小麦粉 生産設備	6,000	267	自己資金	平成25年 10月	平成27年 5月	原料挽砕屯数 1日当たり 320トン

#### (2) 重要な設備の除却等

日清製粉(株)による福岡新工場建設に伴い、同社鳥栖、筑後両工場は平成26年6月までに閉鎖いたします。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	276,688,992	276,688,992	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	276,688,992	276,688,992		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき以下の新株予約権を発行しております。

<平成19年8月13日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日(平成19年6月27日)、取締役会決議日(平成19年7月26日)		
	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	42(注)1	32(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,200(注)6	35,200(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 1,197,900円 (注)3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,089円 1株当たり資本組入額 545円 (注)6	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）、取締役会決議日（平成19年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	105（注）1	95（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115,500（注）6	104,500（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,197,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月27日～ 平成26年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,089円 1株当たり資本組入額 545円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。



新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成20年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成20年6月26日）、取締役会決議日（平成20年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	56（注）1	56（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	61,600（注）6	61,600（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,397,000円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,270円 1株当たり資本組入額 635円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）、取締役会決議日（平成20年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	144（注）1	139（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	158,400（注）6	152,900（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,397,000円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月20日～ 平成27年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,270円 1株当たり資本組入額 635円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## &lt;平成21年8月18日発行の新株予約権&gt;

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	72（注）1	72（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	79,200（注）6	79,200（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,131,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,029円 1株当たり資本組入額 515円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成21年6月25日）、取締役会決議日（平成21年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	150（注）1	129（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165,000（注）6	141,900（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,131,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月19日～ 平成28年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,029円 1株当たり資本組入額 515円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。



新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成22年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成22年6月25日）、取締役会決議日（平成22年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	76（注）1	56（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	83,600（注）6	61,600（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,098,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 999円 1株当たり資本組入額 500円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成22年6月25日）、取締役会決議日（平成22年7月29日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	138（注）1	121（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	151,800（注）6	133,100（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,098,900円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月19日～ 平成29年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 999円 1株当たり資本組入額 500円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成23年8月18日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成23年6月28日）、取締役会決議日（平成23年7月28日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	66（注）1	63（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	72,600（注）6	69,300（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,025,200円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 932円 1株当たり資本組入額 466円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成23年6月28日）、取締役会決議日（平成23年7月28日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	216（注）1	206（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	237,600（注）6	226,600（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,025,200円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月19日～ 平成30年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 932円 1株当たり資本組入額 466円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。



新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成24年8月16日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成24年6月27日）、取締役会決議日（平成24年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	104（注）1	104（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	114,400（注）6	114,400（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 958,100円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 871円 1株当たり資本組入額 436円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成24年6月27日）、取締役会決議日（平成24年7月26日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	217（注）1	217（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	238,700（注）6	238,700（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 958,100円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月17日～ 平成31年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 871円 1株当たり資本組入額 436円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

<平成25年8月20日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

株主総会の普通決議日（平成25年6月26日）、取締役会決議日（平成25年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	96（注）1	96（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105,600（注）6	105,600（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,224,300円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,113円 1株当たり資本組入額 557円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

株主総会の特別決議日（平成25年6月26日）、取締役会決議日（平成25年7月30日）		
	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	213（注）1	213（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	234,300（注）6	234,300（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり 1,224,300円 （注）3、6	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月21日～ 平成32年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	1株当たり発行価格 1,113円 1株当たり資本組入額 557円 （注）6	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。

2 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。



新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併（当社が消滅する場合に限る）
  - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
  - 吸収分割
  - 当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
  - 新設分割
  - 新設分割により設立する株式会社
  - 株式交換
  - 当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - 株式移転
  - 株式移転により設立する株式会社
- 6 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日	25,153	276,688		17,117		9,500

(注) 平成25年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	93	28	349	321	5	15,445	16,241	-
所有株式数 (単元)	-	1,186,303	84,535	635,164	435,824	39	420,340	2,762,205	468,492
所有株式数 の割合(%)	-	42.95	3.06	22.99	15.78	0.00	15.22	100.00	-

- (注) 1 自己株式3,190,764株は「個人その他」に31,907単元及び「単元未満株式の状況」に64株含めて記載しております。なお、自己株式3,190,764株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は3,190,448株であります。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ22単元及び7株含まれております。
- 3 平成25年8月28日開催の取締役会の決議により、平成25年10月1日付で単元株式数を500株から100株に変更しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	17,625	6.37
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	15,444	5.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	14,552	5.25
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	11,835	4.27
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	11,381	4.11
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	7,680	2.77
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	5,713	2.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,537	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	5,077	1.83
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	4,938	1.78
計		99,788	36.06

- (注) 1 株式会社みずほ銀行は、平成26年5月7日に東京都千代田区大手町一丁目5番5号へ住所変更しております。
- 2 株式会社みずほ銀行及び共同保有者3社から、平成26年5月22日付で大量保有報告書(変更報告書)の写

しの提出があり、平成26年5月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する保有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	11,381	4.11
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	640	0.23
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	4,226	1.53
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	564	0.20
計		16,813	6.08

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式3,190,400		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 359,800		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 272,670,300	2,726,703	同上
単元未満株式	普通株式 468,492		
発行済株式総数	276,688,992		
総株主の議決権		2,726,703	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,200株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株含まれております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の「議決権の数」欄には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権が22個、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない完全議決権株式に係る議決権が3個含まれております。
- 3 「単元未満株式」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が7株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が16株含まれているほか、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。
- 自己株式  
株式会社日清製粉グループ本社 48株
- 相互保有株式  
日本ロジテム株式会社 50株  
千葉共同サイロ株式会社 41株
- 4 平成25年8月28日開催の取締役会の決議により、平成25年10月1日付で単元株式数を500株から100株に変更しております。

## 【自己株式等】

平成26年 3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	3,190,400	-	3,190,400	1.15
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	153,500	-	153,500	0.05
株式会社若葉商会	神戸市灘区摩耶埠頭2番8	113,300	-	113,300	0.04
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	87,000	-	87,000	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	6,000	-	6,000	0.00
計		3,550,200	-	3,550,200	1.28

## (9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成19年6月27日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成19年6月27日開催の定時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月27日（定時株主総会）及び平成19年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成19年6月27日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成19年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月27日（定時株主総会）及び平成19年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く）の取締役の一部の者、合計34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成20年6月26日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成20年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日（定時株主総会）及び平成20年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成20年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日（定時株主総会）及び平成20年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く）の取締役の一部の者、合計36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成21年6月25日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成21年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月25日（定時株主総会）及び平成21年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成21年6月25日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成21年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月25日（定時株主総会）及び平成21年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成22年6月25日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成22年6月25日開催の定時株主総会及び平成22年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日（定時株主総会）及び平成22年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権について、募集事項の決定を取締役に委任することが平成22年6月25日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成22年7月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日（定時株主総会）及び平成22年7月29日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（上場会社とその子会社及び海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。



平成23年6月28日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成23年6月28日開催の定時株主総会及び平成23年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月28日（定時株主総会）及び平成23年7月28日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成23年6月28日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成23年7月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月28日（定時株主総会）及び平成23年7月28日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成24年6月27日定時株主総会において決議されたもの  
イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成24年6月27日開催の定時株主総会及び平成24年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月27日（定時株主総会）及び平成24年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成24年6月27日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成24年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月27日（定時株主総会）及び平成24年7月26日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計44名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成25年6月26日定時株主総会において決議されたもの

イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成25年6月26日開催の定時株主総会及び平成25年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月26日（定時株主総会）及び平成25年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

ロ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成25年6月26日開催の定時株主総会において決議され、当該新株予約権の募集事項が平成25年7月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月26日（定時株主総会）及び平成25年7月30日（取締役会）
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計45名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。

平成26年6月26日定時株主総会において決議されたもの  
イ 会社法第361条に定める報酬等として当社の取締役に対して付与するストックオプションについて、報酬等の額及び新株予約権の内容が、平成26年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	96,000株を上限とする
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 人数につきましては、この有価証券報告書提出日以降に開催される取締役会で決議いたします。

2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数1,000株を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

3 割当日後2年を経過した日から平成33年8月2日まで

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

- 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、ストックオプションとして特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することが、平成26年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く。）の取締役の一部の者（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	211,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	（注）2
新株予約権の行使期間	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1 人数につきましては、この有価証券報告書提出日以降に開催される取締役会で決議いたします。

- 2 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的である株式の数1,000株を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

但し、当該金額が、割当日（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 3 割当日後2年を経過した日から平成33年8月2日まで

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。

新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

5 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	320,104	28,149,936
当期間における取得自己株式	520	599,656

- (注) 1 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度における取得自己株式には、株式分割による増加株式数295,074株を含んでおります。
- 2 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	126,100	127,573,500	94,600	96,055,300
(単元未満株式の売渡請求による売渡し)	902	1,066,858	-	-
保有自己株式数	3,190,448	-	3,096,368	-

- (注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による減少、並びに単元未満株式の買取り・売渡請求に基づく売渡しによる増減は含まれておりません。



### 3【配当政策】

当社は、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向30%以上を基準として、利益配分を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除いて、株主総会決議に加え取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。当事業年度の年間配当におきましては、実質増配とするため、株式分割に伴う1株当たりの配当金の調整は行わず、前事業年度に引き続き1株当たり20円といたしました。この結果、配当性向は連結34.6%(個別50.8%)、純資産配当率は連結1.6%(個別2.0%)となります。

内部留保資金につきましては、中期経営計画「NNI-120、スピードと成長、拡大」に掲げる成長、拡大に向けた重点分野に対する積極的な戦略投資への配分を行い、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主の皆様への利益還元も機動的に行ってまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年10月30日 取締役会決議	2,485	10
平成26年6月26日 定時株主総会決議	2,734	10

### 4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,294	1,234	1,036	1,355	1,368 1,157
最低(円)	985	824	893	855	1,030 939

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

2 平成25年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。印は株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年 10月	11月	12月	平成26年 1月	2月	3月
最高(円)	1,077	1,110	1,113	1,107	1,097	1,157
最低(円)	979	1,012	1,032	1,015	980	1,076

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長		大 枝 宏 之	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 " 20年6月 日清製粉株式会社常務取締役業 務本部長 " 21年6月 当社取締役 " 22年6月 日清製粉株式会社専務取締役業 務本部長 " 23年4月 当社取締役社長 " 23年7月 当社取締役社長企画本部担当 " 24年4月 日清製粉株式会社取締役社長兼 任(現在) " 24年6月 当社取締役社長(現在)	(注)3	49
取締役副社長		池 田 和 穂	昭和22年9月14日生	昭和46年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 " 15年6月 日清フーズ株式会社常務取締役 経営企画部長 " 16年6月 当社取締役 " 16年6月 日清フーズ株式会社取締役社長 兼任 " 21年6月 当社常務取締役 " 23年6月 当社専務取締役 " 24年6月 当社取締役副社長(現在) " 24年6月 日清フーズ株式会社取締役会長 兼任 " 24年10月 日清製粉プレミックス株式会社 取締役社長兼任(現在) " 26年6月 日清フーズ株式会社取締役 (現在)	(注)3	32
常務取締役	経理・財務 本部長	中 川 雅 夫	昭和28年8月17日生	昭和52年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員 " 20年6月 日清フーズ株式会社専務取締役 " 21年6月 日清フーズ株式会社専務取締役 業務本部長 " 21年11月 日清フーズ株式会社専務取締役 業務本部長兼経営企画本部長 " 23年9月 日清フーズ株式会社専務取締役 経営企画本部長 " 24年6月 当社常務取締役経理・財務本部長 (現在)	(注)3	16
常務取締役	総務本部長	滝 澤 道 則	昭和29年3月27日生	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員総務本部法務グ ループ長 " 18年6月 当社執行役員総務本部法務部長 " 21年6月 当社執行役員内部統制部長 " 23年6月 当社執行役員企画本部長代行 " 23年7月 当社執行役員企画本部長 " 24年6月 当社取締役企画本部長 " 25年6月 当社常務取締役総務本部長 (現在)	(注)3	12
常務取締役		岩 崎 浩 一	昭和31年9月12日生	昭和55年4月 当社入社 平成22年6月 当社執行役員 " 22年6月 日清フーズ株式会社常務取締役 営業本部長 " 24年6月 当社取締役 " 24年6月 日清フーズ株式会社取締役社長 兼任(現在) " 26年6月 当社常務取締役(現在)	(注)3	11

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	R&D・品質 保証本部長	原 田 隆	昭和32年2月9日生	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社執行役員 " 21年6月 日清製粉株式会社取締役鶴見工 場長 " 22年6月 当社取締役R&D・品質保証本部 長(現在)	(注)3	11
取締役	技術本部長	小 川 寧 彦	昭和27年2月13日生	昭和49年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 " 19年6月 日清フーズ株式会社常務取締役 生産本部長 " 24年6月 当社執行役員技術部長 " 25年6月 当社取締役技術本部長(現在)	(注)3	5
取締役	企画本部長	毛 利 晃	昭和31年12月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 イニシオフーズ株式会社常務取 締役経理部長 " 18年6月 イニシオフーズ株式会社常務取 締役管理部長 " 22年6月 当社経理・財務本部財務部長 " 24年6月 当社執行役員経理・財務本部財 務部長 " 25年6月 当社取締役企画本部長(現在)	(注)3	6
取締役		中 川 真佐志	昭和30年2月19日生	昭和53年4月 オリエンタル酵母工業株式会社 入社 平成19年6月 オリエンタル酵母工業株式会 社常務取締役食品事業本部長 " 21年6月 オリエンタル酵母工業株式会 社常務取締役事業本部管掌 " 23年6月 オリエンタル酵母工業株式会 社取締役社長(現在) " 24年6月 当社取締役(現在)	(注)3	5
取締役		山 田 貴 夫	昭和35年9月27日生	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 日清製粉株式会社取締役東京 営業部長 " 24年6月 当社執行役員 " 25年6月 当社取締役(現在) " 25年6月 日清製粉株式会社常務取締役 営業本部長(現在)	(注)3	2
取締役		見 目 信 樹	昭和36年2月13日生	昭和59年4月 当社入社 平成23年9月 日清製粉株式会社常務取締役 管理部長 " 24年6月 当社執行役員 " 24年9月 日清製粉株式会社常務取締役 " 25年6月 当社取締役(現在) " 25年6月 日清製粉株式会社専務取締役 (現在)	(注)3	9
取締役		佐 藤 潔	昭和31年8月19日生	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 日清ファルマ株式会社取締役 事業開発部長 " 22年2月 日清ファルマ株式会社取締役 研究開発本部長 " 26年6月 当社取締役(現在) " 26年6月 日清ファルマ株式会社取締役 社長兼任(現在)	(注)3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		奥村 有 敬	昭和6年2月15日生	昭和30年4月 株式会社日本興業銀行入行 " 58年6月 同行取締役 " 62年5月 同行常務取締役 平成元年2月 興銀投資顧問株式会社取締役社長 " 9年6月 日本軽金属株式会社取締役 " 12年7月 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 " 15年6月 当社監査役 " 18年6月 当社取締役(現在)	(注)3	1
取締役		三村 明 夫	昭和15年11月2日生	昭和38年4月 富士製鐵株式会社入社 平成5年6月 新日本製鐵株式会社取締役 " 9年4月 同社常務取締役 " 12年4月 同社代表取締役副社長 " 15年4月 同社代表取締役社長 " 18年6月 当社監査役 " 20年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 " 21年6月 当社取締役(現在) " 24年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 " 25年6月 同社相談役 " 25年11月 同社相談役名誉会長(現在)	(注)3	2
監査役	常勤	正木 康 彦	昭和31年10月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 当社総務本部秘書役兼同本部秘書室長 " 25年6月 当社監査役(現在)	(注)4	2
監査役	常勤	吉 馴 和 哉	昭和29年8月30日生	昭和52年4月 当社入社 平成23年6月 当社内部統制部長 " 26年6月 当社監査役(現在)	(注)5	15
監査役		河 和 哲 雄	昭和22年6月15日生	昭和50年4月 弁護士登録 平成8年4月 河和法律事務所所長(現在) " 14年8月 法制審議会会社法(現代化関係)部会委員 " 14年9月 日本弁護士連合会司法制度調査会特別委嘱委員(現在) " 19年6月 当社監査役(現在)	(注)6	-
監査役		伏屋 和 彦	昭和19年1月26日生	昭和42年4月 大蔵省入省 平成11年7月 国税庁長官 " 13年7月 国民生活金融公庫副総裁 " 14年7月 内閣官房副長官補 " 18年1月 会計検査院検査官 " 20年2月 会計検査院長 " 21年1月 定年退官 " 21年6月 当社監査役(現在)	(注)4	-
監査役		伊 東 敏	昭和17年7月25日生	昭和42年1月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー日本事務所入所 " 45年12月 公認会計士登録 " 53年9月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー パートナー 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 " 13年8月 伊東公認会計士事務所所長(現在) " 14年4月 中央大学会計専門大学院(現中央大学専門職大学院)特任教授 " 19年3月 同大学専門職大学院特任教授退任 " 22年6月 当社監査役(現在)	(注)5	-
計						189

- (注) 1 取締役 奥村有敬、三村明夫の両氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 河和哲雄、伏屋和彦、伊東敏の各氏は、社外監査役であります。
- 3 平成26年6月26日開催の定時株主総会での選任後、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
- 4 平成25年6月26日開催の定時株主総会での選任後、平成29年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
- 5 平成26年6月26日開催の定時株主総会での選任後、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
- 6 平成23年6月28日開催の定時株主総会での選任後、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。なお、記載は有価証券報告書提出日(平成26年6月26日)現在の状況に基づき行っております。

#### 企業統治の体制

##### (企業統治に関する基本的な考え方)

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーに対して経営の透明性を実現することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

そのために、経営の意思決定の迅速化を図りながら機能的な経営組織の整備を進めるとともに責任の明確化や、効率的な経営の推進を目指しております。具体的な取組みとしては、「持株会社制度」を採用し、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する仕組みを導入しております。また、「機能的な取締役会」を確立し、意思決定のより一層の迅速化、適確化を図るとともに、「監査制度の充実」を目指し、法の定める監査役・会計監査人機能の強化に加え、内部統制システムの評価及び設備・安全、環境保全、品質保証などに関する専門監査も制度化した上で、その効果的な運用のための組織作り・システム作りを行い、コーポレート・ガバナンス機能強化の体制を構築しております。

なお、当社は監査役制度を採用しております。監査役は取締役会等の重要会議への出席や代表取締役との定期的な会合の開催などを実施し、経営全般に対して監査を実施しております。

##### (企業統治の体制の概要、企業統治の体制を採用する理由)

#### 1) 持株会社制度の採用

当社は戦略的思考を持って全社の資源を効果的に活用し、ガバナンスを効かせながらグループ全体を運営していくことを目的とした持株会社制度を採用し、経営の適時、適確な意思決定を図り、機能的で責任が明確となった業務執行を遂行しております。

#### 2) 経営体制

当社は取締役会において第三者的視点で当社の経営に意見をいただくよう独立性の高い社外取締役を2名指名しております。また、業務執行の迅速化を高めるために執行役員制度を導入しております。一方、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として取締役会の他に、当社グループ及びグループ各社の経営に関する重要事項の協議並びに情報交換を行うために取締役及び監査役を中心にメンバー構成したグループ運営会議を設置しております。グループ運営会議は原則として毎月2回開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役会の意思決定の支援を行っています。

#### 3) 監査体制

当社は監査役5名で、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、取締役会等の重要会議に出席し、また、代表取締役との定期的な会合を行っております。監査役の内2名は常勤監査役で、主要子会社監査役を兼任し、日清製粉グループ各社の監査を行っております。また、主要子会社には常勤の監査役を置き、定期的に日清製粉グループ監査役連絡会を行っております。監査役監査を支える人材・体制については、監査役の職務を補助する者として監査役付4名を置き、監査体制の充実を図っております。当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。

#### 4) 企業統治体制選択の理由

上記1)の当社が採用する持株会社制度の機能を最大限発揮するために、取締役会は、( )持株会社専任にて事業子会社を株主の視点から評価・監督する取締役と、( )主要事業の市場環境及び経営に精通し、主要な事業子会社の経営者の立場を兼務する取締役、並びに( )独立した第三者的視点を有し、それぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき当社経営を監督する社外取締役により構成しております。各ステークホルダーに対して経営の透明度を高め、責任ある経営を実践するために相応しい体制であると考えております。なお、社外取締役には、取締役会においてそれぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき、意見を述べていただいております。社外取締役の意見は株主及び当社を取り巻く一般社会の視点に立ったもので、極めて貴重な意見であり、当社の経営において参考しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、あわせて次の体制をとることとしております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しており、日清製粉グループ本社及び各社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- (b) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループ各社での実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- (c) 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- (d) 社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。
- (e) 監査役は、取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- (f) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、内部統制システムの整備・運用を指導する。また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループ本社の内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- (b) 「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、「リスクマネジメント委員会」は、日清製粉グループ各社が認識・分析・評価した自社のリスクに対し適切なコントロールを構築しているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- (c) 「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。また、クライシスが発生した場合は、日清製粉グループ本社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- (d) 監査役は、取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に對し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 持株会社制度のもとで、取締役は少数にとどめる。
- (b) 取締役会における決議事項・報告事項、稟議における社長決裁事項・担当取締役決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- (c) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各事業子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 日清製粉グループは日清製粉グループ本社による持株会社制度を採用しており、持株会社が常に事業子会社を株主の視点から評価・監督する。
- (b) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。

- (c) 日清製粉グループの「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を定め、周知徹底を図る。
  - (d) 連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
  - (e) 日清製粉グループ本社監査役及び各事業子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査役連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
  - (f) 設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループ本社・子会社を対象として行う。
  - (g) 代表取締役直轄の組織である内部統制部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。また、内部統制部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
  - (h) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用及び報告を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助する者として監査役付を置き、監査役監査に当たって監査役付は監査役の命を受け業務を補佐し、人事異動に関しては監査役の同意を得て行う。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に出席し、適宜意見を述べる。
  - (b) 監査役会は、必要に応じて監査役会において、会計監査人・取締役・内部統制部等に対して報告を求める。
  - (c) 取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかに監査役に報告する。
  - (d) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに監査役に報告する。
  - (e) 本部長及び子会社・関連会社社長の交代の際の引継書は監査役会にも提出する。
  - (f) 稟議はすべて監査役に回付する。
- 8) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況 >

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応することとし、以下の体制をとっております。

- (a) 日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」で、反社会的勢力からの不当な要求には屈することなく毅然として対決することを定めている。
- (b) 日清製粉グループ本社内に対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置しており、反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、外部の専門機関と連携して、組織的に対応している。また、倫理・コンプライアンス研修等を通じて組織的な対応の周知徹底を図っている。

(リスク管理体制の整備の状況)

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、以下の体制を敷いております。

日清製粉グループでは、企業の社会的責任遂行のため、日清製粉グループの「企業行動規範」及び「社員行動指針」を策定しております。この内容を社員が正しく理解し、実践できるよう研修を始めとする全社的な啓発活動を実施すると同時に、その実効を期するため、環境監査等の各種専門監査を行うとともに、外部の弁護士及び社内担当部署に直接通報できる「コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しております。

また、クライシス発生予防及び発生時の適切な対応を確保するために、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」及び「日清製粉グループクライシスコントロール規程」を整備し、リスクマネジメント及びクライシスの定義を明確に定めるとともに、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括しております。なお、日清製粉グループの社員はクライシスが発生した際には当社「コールセンター」に報告することを義務付けられており、それらの情報は迅速に経営トップに報告され、適切な初動対応により損害を最小限に抑える仕組みとなっております。



#### 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として内部統制部及び設備・安全、環境保全、品質保証の各監査を担当する専門スタッフを置き、日清製粉グループ各社の内部監査を実施しております。内部統制部並びに専門スタッフの人員は、内部統制部17名、設備・安全監査担当10名、環境監査担当5名、品質保証監査担当6名であります。

当社は監査役5名で、監査役会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、監査役監査を実施しております。監査役の内2名は常勤監査役で、主要子会社監査役を兼任し、日清製粉グループ各社の監査を行っております。また、監査役の職務を補助する者として監査役付4名を置き、監査体制の充実を図っております。

なお、監査役吉馴和哉氏は、経理・財務の業務経験を有しており、また、監査役伊東敏氏は、公認会計士の資格を有しております。

当社監査役と内部統制部は監査結果をその都度相互に報告し、主要子会社監査役及び専門監査スタッフは監査結果を当社監査役及び内部統制部に報告し、連携を図っております。また、当社監査役と子会社監査役及び内部統制部とは定期的に日清製粉グループ監査役連絡会を開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化を図り、グループ全体の監査品質の向上に努めております。

当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。当社監査役及び各子会社監査役は、同監査法人と定期的に連絡会を開催し、監査計画及び監査結果について報告並びに説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。

当社監査役は代表取締役及び総務・法務、経理・財務等を担当する取締役と定期的に会合を実施し、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役の各氏並びに各氏の所属している会社等と当社との間には、「主要な取引先」に該当する取引関係はなく、人的関係、資本的関係その他の利害関係もありません。

取締役奥村有敬氏及び三村明夫氏には独立した社外取締役として、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。また、監査役河和哲雄氏、伏屋和彦氏及び伊東敏氏には独立した社外監査役として、当社経営への監査を客観的に行っていただいております。

取締役奥村有敬氏は、長年にわたる実業界や国際機関での経験及び日本のコーポレートガバナンスの分野での指導的な立場から適切な意見等をいただいております。社外取締役として適任な方と判断いたしました。取締役三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する方であり、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただくため、社外取締役として適任な方と判断いたしました。監査役河和哲雄氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を活かし、適法性の観点から監査体制を一層充実させるため、社外監査役として適任な方と判断いたしました。監査役伏屋和彦氏は、大蔵省（現財務省）等において要職を歴任し豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、社外監査役として適任な方と判断いたしました。監査役伊東敏氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しており、社外監査役として適任な方と判断いたしました。

社外取締役及び社外監査役の独立性につきましては、親会社又は兄弟会社の業務執行者ではないこと、主要な取引先若しくはその業務執行者でないこと、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を受け取っているコンサルタント等でないこと、あるいはこれらの近親者でないこと等、東京証券取引所が公表している独立性に関する判断基準を斟酌した上で、一般株主と利益相反が生じるおそれの有無について判定しております。

社外取締役及び社外監査役に対しては、秘書室が窓口となり、取締役会に付議する議案について事前説明が必要な場合は提案部署と連携して対応しております。その上で社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。さらに、社外監査役は、監査役会において常勤の監査役から監査の実施状況について報告を受けるとともに、監査法人との定期的な連絡会にも出席しております。

役員報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	244	173	12	58	16
監査役(社外監査役を除く。)	29	29	-	-	3
社外役員	47	46	1	-	5

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、平成18年6月28日開催の第162回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億5000万円以内、監査役の報酬額は年額9000万円以内と決議しております。また、各取締役の報酬については取締役会において決議し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。なお、当社の役員の報酬は、役位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で構成することとしております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
50銘柄 58,191百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
(前事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
山崎製パン(株)	11,062,343	13,031	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三菱商事(株)	3,038,474	5,557	同上
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	5,134	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
住友商事(株)	4,180,244	5,028	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	674,394	2,648	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,727,150	2,628	同上
丸紅(株)	3,135,511	2,270	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
ホソカワミクロン(株)	2,500,000	2,000	当社グループと投資株式発行者との粉体機器事業及びプラントエンジニアリング事業等に関する業務提携をより強固なものとするため
キョーリン製薬ホールディングス(株)	754,000	1,731	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており、その取引関係を維持・拡大するため
(株)ニチレイ	3,216,500	1,730	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
日本通運(株)	3,208,000	1,456	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に物流取引関係があり、その取引関係を維持・拡大するため
凸版印刷(株)	1,895,000	1,258	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に包装資材等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
スルガ銀行(株)	833,910	1,240	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
Eurogerm S.A.	634,580	1,152	当社グループと投資株式発行者とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため
キッコーマン(株)	660,486	1,014	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
清水建設(株)	2,947,000	910	当社グループが投資株式発行者に建設・保全業務を委託しており、その取引関係を維持・強化するため
(株)群馬銀行	1,507,620	814	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,920,337	812	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清紡ホールディングス(株)	1,139,800	764	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)百五銀行	1,360,013	614	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)博報堂DYホールディングス	73,460	541	当社グループの投資株式発行者のグループ会社を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)オリエンタルランド	30,000	451	当社グループが投資株式発行者に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)電通	130,400	382	当社グループの投資株式発行者(グループ会社を含む)を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,311,693	271	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)阿波銀行	371,865	214	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
東京海上ホールディングス(株)	59,770	165	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)七十七銀行	212,608	105	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
NKSJホールディングス(株)	43,312	89	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清オイリオグループ(株)	254,100	88	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)千葉銀行	127,338	82	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため

(当事業年度)  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
山崎製パン(株)	11,062,343	12,644	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
三菱商事(株)	3,038,474	5,803	同上
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	5,662	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
住友商事(株)	4,180,244	5,497	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	674,394	2,974	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,227,150	2,409	同上
丸紅(株)	3,135,511	2,219	当社グループが投資株式発行者(グループ会社を含む)に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
(株)ニチレイ	4,316,500	1,933	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
キョーリン製薬ホールディングス(株)	754,000	1,574	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており、その取引関係を維持・拡大するため
清水建設(株)	2,947,000	1,573	当社グループが投資株式発行者に建設・保全業務を委託しており、その取引関係を維持・強化するため
日本通運(株)	3,208,000	1,568	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に物流取引関係があり、その取引関係を維持・拡大するため
ホソカワミクロン(株)	2,500,000	1,505	当社グループと投資株式発行者との粉体機器事業及びプラントエンジニアリング事業等に関する業務提携をより強固なものとするため
スルガ銀行(株)	833,910	1,481	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
凸版印刷(株)	1,895,000	1,390	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に包装資材等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
Eurogerm S.A.	634,580	1,365	当社グループと投資株式発行者とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため
キッコーマン(株)	660,486	1,268	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
日清紡ホールディングス(株)	1,139,800	997	当社グループが投資株式発行者のグループ会社に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	1,920,337	879	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)群馬銀行	1,507,620	817	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)百五銀行	1,360,013	541	同上
(株)博報堂DYホールディングス (注)	734,600	540	当社グループの投資株式発行者のグループ会社を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
(株)電通	130,400	501	当社グループの投資株式発行者(グループ会社を含む)を通じた広告宣伝活動を効果的に行うため
キューピー(株)	341,000	495	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)みずほフィナンシャル グループ	1,311,693	267	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)阿波銀行	371,865	190	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
東京海上ホールディングス(株)	59,770	180	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)オリエンタルランド	10,000	153	当社グループが投資株式発行者に商品及び製品を販売しており(間接取引を含む)、その取引関係を維持・拡大するため
NKSJホールディングス(株)	43,312	109	当社グループと投資株式発行者のグループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
(株)七十七銀行	212,608	95	当社グループと投資株式発行者との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため
日清オイリオグループ(株)	254,100	85	当社グループと投資株式発行者(グループ会社を含む)との間に原材料等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため

(注) (株)博報堂DYホールディングスは、平成25年10月1日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。

- 八. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。

#### 業務を執行した公認会計士

当社及び主要子会社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、星野正司、賀谷浩志、根本知香の3氏であります。また、監査業務に係る補助者の構成（連結子会社を含む）は、公認会計士20名、その他22名であります。

#### 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらない旨も定款に定めております。

#### 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策を可能とするため、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会決議に加えて取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

#### 中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を可能とするため、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

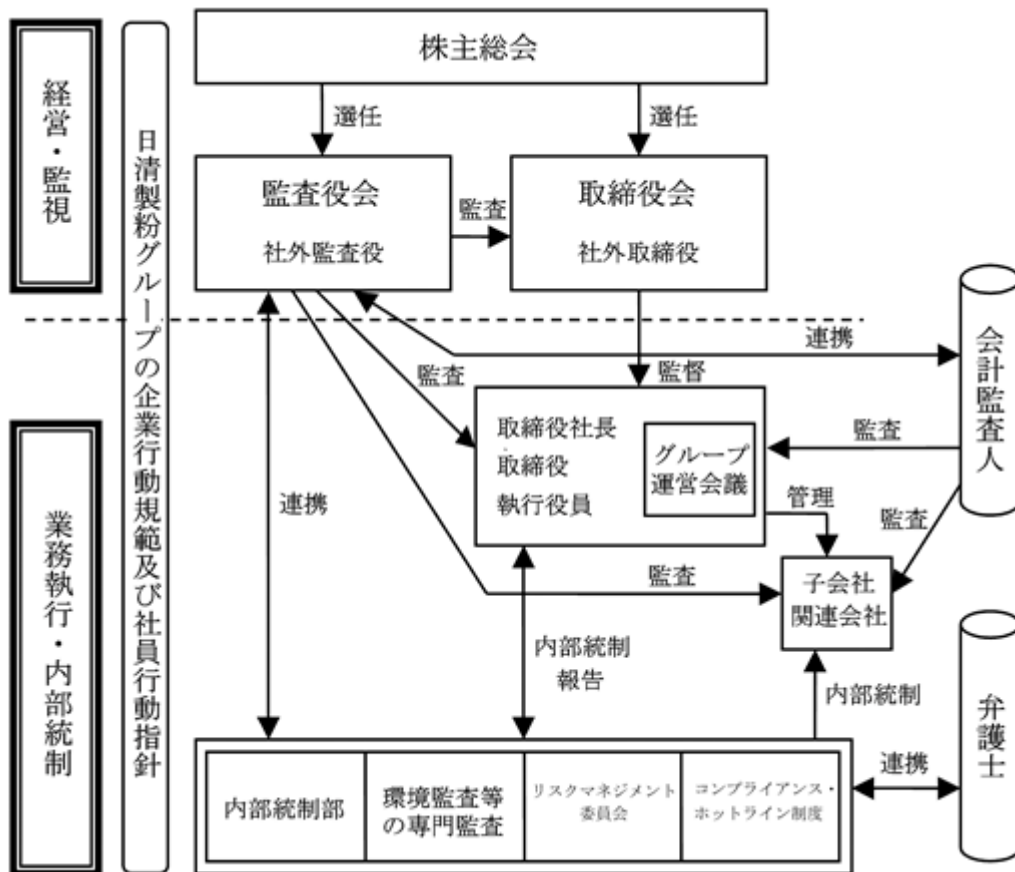
#### 株主総会の特別決議要件

特別決議事項の審議をより確実に行うことを可能とするため、当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

#### 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめることにより、期待される役割を適切に遂行することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社グループの業務執行体制、経営・監視及び内部統制の仕組みは下図のとおりです。



## (2) 【監査報酬の内容等】

### 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	49	-	51	0
連結子会社	116	1	111	3
計	166	1	163	3

### 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度及び当連結会計年度)

該当事項はありません。

### 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「会計に関する指導・助言業務」を委託しております。

(当連結会計年度)

連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として「会計に関する指導・助言業務」を委託しております。

### 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、会社の規模、監査日数等を勘案した上で決定しております。



## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、当該法人や監査法人、各種団体の行う研修への参加、並びに会計専門誌の定期購読等を行っております。さらに、連結子会社等において経理責任者及び関係各部署長が個別決算内容等の連結財務諸表等の基礎となる情報が適正に作成されていることを十分に確認したことを踏まえ、各社社長がその旨を記載した宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとり、また、当社内においても経理責任者及び関係各部署長が同様の確認を行ったうえで宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとることで、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	56,722	49,104
受取手形及び売掛金	65,393	67,486
有価証券	19,433	28,869
たな卸資産	注1 61,904	注1 58,484
繰延税金資産	5,501	5,597
その他	9,723	7,089
貸倒引当金	210	222
流動資産合計	218,468	216,409
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	注2,注3,注5 44,651	注2,注3,注5 49,187
機械装置及び運搬具(純額)	注2,注3,注5 29,608	注2,注3,注5 35,089
土地	注5 36,152	注5 38,143
建設仮勘定	7,735	3,830
その他(純額)	注2,注5 2,827	注2,注5 2,689
有形固定資産合計	120,975	128,939
<b>無形固定資産</b>		
のれん	4,373	5,008
その他	8,372	7,990
無形固定資産合計	12,746	12,998
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	注4,注5 100,643	注4,注5 105,975
退職給付に係る資産	-	487
繰延税金資産	3,219	3,808
その他	注4 5,949	注4 2,553
貸倒引当金	152	132
投資その他の資産合計	109,660	112,692
固定資産合計	243,382	254,630
資産合計	461,851	471,039

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	56,309	45,785
短期借入金	注5 5,260	注5 6,607
未払法人税等	4,844	4,481
未払費用	16,072	17,725
その他	16,988	15,833
流動負債合計	99,474	90,433
固定負債		
長期借入金	3,207	3,367
繰延税金負債	14,619	15,828
退職給付引当金	18,925	-
修繕引当金	1,559	1,574
退職給付に係る負債	-	19,073
長期預り金	5,485	5,658
その他	1,142	1,011
固定負債合計	44,940	46,514
負債合計	144,414	136,947
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	9,460	9,483
利益剰余金	256,453	266,581
自己株式	3,188	3,088
株主資本合計	279,843	290,094
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29,894	32,253
繰延ヘッジ損益	148	21
為替換算調整勘定	833	4,237
退職給付に係る調整累計額	-	1,831
その他の包括利益累計額合計	29,209	34,680
新株予約権	232	260
少数株主持分	8,150	9,057
純資産合計	317,436	334,092
負債純資産合計	461,851	471,039

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	455,566	495,930
売上原価	注1,注2 316,141	注1,注2 348,619
売上総利益	139,424	147,311
販売費及び一般管理費	注2,注3 117,684	注2,注3 125,036
営業利益	21,740	22,274
営業外収益		
受取利息	192	214
受取配当金	1,629	1,742
持分法による投資利益	598	839
受取賃貸料	331	323
その他	539	502
営業外収益合計	3,291	3,622
営業外費用		
支払利息	138	166
その他	150	150
営業外費用合計	289	317
経常利益	24,742	25,579
特別利益		
固定資産売却益	注4 187	注4 147
投資有価証券売却益	39	507
関係会社出資金売却益	47	-
負ののれん発生益	-	285
補助金収入	-	200
その他	14	-
特別利益合計	289	1,140
特別損失		
固定資産除却損	注5 524	注5 712
訴訟関連費用	170	450
関係会社生産拠点再構築費用	-	183
減損損失	1,764	-
その他	132	173
特別損失合計	2,592	1,518
税金等調整前当期純利益	22,438	25,201
法人税、住民税及び事業税	9,331	9,159
法人税等調整額	1,301	23
法人税等合計	8,030	9,183
少数株主損益調整前当期純利益	14,408	16,018
少数株主利益	719	919
当期純利益	13,688	15,098

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	14,408	16,018
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7,074	2,341
繰延ヘッジ損益	3	137
為替換算調整勘定	2,294	5,451
持分法適用会社に対する持分相当額	164	262
その他の包括利益合計	注1 9,536	注1 7,918
包括利益	23,945	23,936
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,628	22,401
少数株主に係る包括利益	1,317	1,535

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,117	9,453	247,736	3,186	271,120
当期変動額					
剰余金の配当			4,970		4,970
当期純利益			13,688		13,688
自己株式の取得				30	30
自己株式の処分		6		29	36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	6	8,717	1	8,723
当期末残高	17,117	9,460	256,453	3,188	279,843

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	22,776	170	2,677	-	20,269	188	7,220	298,798
当期変動額								
剰余金の配当								4,970
当期純利益								13,688
自己株式の取得								30
自己株式の処分								36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,117	22	1,844	-	8,939	43	930	9,914
当期変動額合計	7,117	22	1,844	-	8,939	43	930	18,637
当期末残高	29,894	148	833	-	29,209	232	8,150	317,436

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,117	9,460	256,453	3,188	279,843
当期変動額					
剰余金の配当			4,971		4,971
当期純利益			15,098		15,098
自己株式の取得				28	28
自己株式の処分		23		128	151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	23	10,127	100	10,251
当期末残高	17,117	9,483	266,581	3,088	290,094

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	29,894	148	833	-	29,209	232	8,150	317,436
当期変動額								
剰余金の配当								4,971
当期純利益								15,098
自己株式の取得								28
自己株式の処分								151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,358	127	5,070	1,831	5,470	27	906	6,404
当期変動額合計	2,358	127	5,070	1,831	5,470	27	906	16,655
当期末残高	32,253	21	4,237	1,831	34,680	260	9,057	334,092

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	22,438	25,201
減価償却費	13,749	13,669
減損損失	1,764	-
のれん償却額	330	637
退職給付引当金の増減額(は減少)	494	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	217
前払年金費用の増減額(は増加)	430	-
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	403
受取利息及び受取配当金	1,822	1,957
支払利息	138	166
持分法による投資損益(は益)	598	839
投資有価証券売却損益(は益)	38	507
負ののれん発生益	-	285
売上債権の増減額(は増加)	67	1,391
たな卸資産の増減額(は増加)	943	5,027
仕入債務の増減額(は減少)	6,183	11,089
その他	251	967
小計	44,335	30,220
利息及び配当金の受取額	2,214	2,372
利息の支払額	166	162
法人税等の支払額	11,903	7,372
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>34,479</b>	<b>25,058</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	32,060	4,739
定期預金の払戻による収入	40,042	22,496
有価証券の取得による支出	17,964	20,640
有価証券の売却による収入	15,984	20,638
有形及び無形固定資産の取得による支出	17,407	18,636
有形及び無形固定資産の売却による収入	396	61
投資有価証券の取得による支出	1,657	1,945
投資有価証券の売却による収入	200	708
関係会社株式の取得による支出	7,700	559
事業譲受による支出	注3 3,564	注3 190
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	注2 235	-
その他	113	1,009
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>23,854</b>	<b>1,797</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	41	1,361
短期借入金の返済による支出	384	1,307
長期借入れによる収入	2,932	309
長期借入金の返済による支出	1,523	6
自己株式の売却による収入	36	151
自己株式の取得による支出	30	28
配当金の支払額	4,970	4,971
その他	688	582
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,587</b>	<b>5,072</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	823	1,247
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6,862	19,435
現金及び現金同等物の期首残高	46,387	53,249
現金及び現金同等物の期末残高	注1 53,249	注1 72,685



【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 .....46社

- ・主要会社名：日清製粉(株)、Miller Milling Company,LLC、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、日清製粉プレミックス(株)、マ・マーマカロニ(株)、イニシオフーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、日清ペットフード(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック
- ・子会社のうち(株)日清経営技術センター他4社は連結の範囲に含まれておりません。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 連結の範囲の異動状況

- ・当連結会計年度から、Vietnam Nisshin Seifun Co.,Ltd.は新たに設立したため、連結の範囲に含めておりません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社 .....11社(非連結子会社1社、関連会社10社)

- ・主要会社名：日清丸紅飼料(株)、トオカツフーズ(株)、日本ロジテム(株)
- ・持分法を適用していない非連結子会社4社及び関連会社6社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありません。

(2) 持分法の適用範囲の異動状況

- ・当連結会計年度から、株式の取得により1社を持分法の適用範囲に含めております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりであります。いずれの会社も連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

会社名	決算日
Rogers Foods Ltd.	1月31日
Thai Nisshin Seifun Co.,Ltd.他18社	12月31日

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的債券.....償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

たな卸資産

製品.....小麦粉、ふすまについては主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他の製品については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原料.....主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

在外連結子会社は主として定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数（主として15年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段

...デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨オプションの買建取引）

ヘッジ対象

...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生日以後、主に10年で均等償却を行っております。但し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度末より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)

退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末のその他の包括利益累計額が1,831百万円減少しております。

(未適用の会計基準等)

(退職給付に関する会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法ならびに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用を予定しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(企業結合に関する会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首から適用を予定しております。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用を予定しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「訴訟関連費用」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示しておりました303百万円は、「訴訟関連費用」170百万円、「その他」132百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
商品及び製品	24,316百万円	26,312百万円
仕掛品	3,592	3,609
原材料及び貯蔵品	33,996	28,561

2 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
	244,383百万円	254,832百万円

3 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の圧縮記帳累計額	357百万円	370百万円

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券	23,810百万円	23,943百万円
その他	182	157
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(182百万円)	(157百万円)

5 担保資産

担保資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物及び構築物	1,260百万円	1,211百万円
機械装置及び運搬具	520	522
投資有価証券(注)	3,766	4,138
その他	117	113
合計	5,665	5,985

担保付債務の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
短期借入金	200百万円	200百万円
(注) 関連会社の借入金8,300百万円(前連結会計年度は10,000百万円)を担保するため、物上保証に供しております。なお、当連結会計年度より3,000百万円を極度額としております。		

6 保証債務

相手先	摘要	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
(従業員住宅ローン)	金融機関借入金	60百万円	44百万円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
	231百万円	399百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
	6,008百万円	5,769百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
販売運賃	26,389百万円	28,633百万円
販売促進費	38,240	42,337
給料	13,193	13,920
賞与及び手当	9,647	9,958
退職給付費用	1,524	1,592

4 固定資産売却益

前連結会計年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）  
主として、社宅の売却益であります。

当連結会計年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）  
主として、土地の売却益であります。

5 固定資産除却損

前連結会計年度（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）及び当連結会計年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）  
主として、機械装置等の除却損であります。

（連結包括利益計算書関係）

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	10,969百万円	3,969百万円
組替調整額	0	505
税効果調整前	10,968	3,464
税効果額	3,893	1,122
その他有価証券評価差額金	7,074	2,341
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	21	242
組替調整額	13	28
税効果調整前	8	214
税効果額	4	77
繰延ヘッジ損益	3	137
為替換算調整勘定		
当期発生額	2,294	5,451
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	164	262
その他の包括利益合計	9,536	7,918

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	251,535	-	-	251,535
自己株式 普通株式	3,062	30	27	3,064

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

単元未満株式の買取りによる増加 30千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 1千株

ストック・オプションの権利行使による減少 26千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権			-		232	
	合計			-		232	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成24年3月31日  
効力発生日 平成24年6月28日

平成24年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成24年9月30日  
効力発生日 平成24年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円  
配当の原資 利益剰余金  
1株当たり配当額 10円  
基準日 平成25年3月31日  
効力発生日 平成25年6月27日

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式 普通株式	251,535	25,153	-	276,688
自己株式 普通株式	3,064	326	127	3,264

（注）1. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式の増加株式数の内訳

株式分割による増加 25,153千株

3. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

株式分割による増加 301千株

単元未満株式の買取りによる増加 25千株

持分法適用会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分 0千株

4. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 0千株

ストック・オプションの権利行使による減少 126千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権			-			260
	合 計			-			260

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円

1株当たり配当額 10円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月27日

平成25年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,485百万円

1株当たり配当額 10円

基準日 平成25年9月30日

効力発生日 平成25年12月6日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 2,734百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10円

基準日 平成26年3月31日

効力発生日 平成26年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	56,722百万円	49,104百万円
有価証券	19,433	28,869
計	76,156	77,974
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	18,065	325
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を 超える債券等	4,841	4,963
現金及び現金同等物期末残高	53,249	72,685

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

前連結会計年度において新たに連結したMiller Milling Company, LLC他2社の持分の取得に係る未払金128百万円、及び、追加取得費用106百万円、計235百万円を支出しております。

3 事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

新たに設立したChampion Flour Milling Ltd.がGoodman Fielder社のニュージーランドにおける製粉事業部門の譲受により取得した資産及び負債の内訳、当該事業の譲受価額並びに事業譲受による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,076百万円
固定資産	2,466
のれん	263
流動負債	37
固定負債	13
事業譲受価額	3,755
内 未払額	190
現金及び現金同等物	-
事業譲受による支出	3,564

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

前連結会計年度において新たに設立したChampion Flour Milling Ltd.によるGoodman Fielder社のニュージーランドにおける製粉事業部門の譲受に係る未払金190百万円を支出しております。



(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、情報システム機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き適用しておりますが、重要性が乏しくなったため、注記を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	108百万円	111百万円
1年超	186	142
合計	294	254

(貸主側)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	102百万円	109百万円
1年超	472	470
合計	574	580

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の戦略投資等に対する待機資金及び一時的な余資については確定利回りの定期預金や有価証券にて運用を行うこととし、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、資金調達については短期の資金需要に関しては銀行借入により、長期の資金需要に関しては銀行借入、社債発行及び増資等を市場の状況等を勘案した上で最適な方法により調達する方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式を取得及び保有することを原則としております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は主に定期預金で運用しており、有価証券は主として債券による運用を行っておりますが、いずれも預け入れ先または発行体の信用リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社グループ各社の内規により、運用対象資産、預け入れ先または発行体、運用期間及び預け入れ先または発行体ごとの運用上限額等を限定することでリスクを最小化するとともに、リスクの分散を図ることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引においては、将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金を含む特定の外貨建資産、負債を対象として為替予約取引、通貨オプション取引等を利用し、また、一部在外連結子会社において、将来の小麦相場の変動リスク等を回避する目的で、原料小麦を対象とした商品先物取引等を利用しております。これらの取引については相場変動による一般的な市場リスクを有しております。このリスクを低減するため、当社グループ各社の内規により対象となる実需取引を超えるものを禁じており、その総額に対してデリバティブ取引を行える一定割合を定めております。なお、通貨オプション取引については、内規により買建のオプションのみに限定しております。また、これらの取引については、主として為替相場変動リスクが発生する事業会社所管部署からの指示に基づき、当社経理・財務本部が取引を行っております。なお、一部の連結子会社は主として各社内で所管部署からの指示に基づき財務担当部署が取引を行っております。これらデリバティブ取引の管理に当たっては、当社経理・財務本部または各社の財務担当部署が毎月銀行等よりデリバティブ取引の残高通知書を受領し、実績との一致を確認の上、当社経理・財務本部長または各社財務担当部署担当取締役及び所管部署担当取締役に報告する等の体制を敷いております。また、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	56,722	56,722	-
(2) 受取手形及び売掛金	65,393	65,393	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	91,504	91,504	-
資産計	213,619	213,619	-
(1) 支払手形及び買掛金	56,309	56,309	-
負債計	56,309	56,309	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(14)	(14)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	236	236	-
デリバティブ取引計	221	221	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	49,104	49,104	-
(2) 受取手形及び売掛金	67,486	67,486	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	105,849	105,849	-
資産計	222,440	222,440	-
(1) 支払手形及び買掛金	45,785	45,785	-
負債計	45,785	45,785	-
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(132)	(132)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(15)	(15)	-
デリバティブ取引計	(148)	(148)	-

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額(百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	25,981	26,314

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	56,722	-
受取手形及び売掛金	65,393	-
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	19,443	-
合計	141,559	-

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	49,104	-
受取手形及び売掛金	67,486	-
有価証券及び投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	28,873	-
合計	145,465	-

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	69,422	22,207	47,214
	(2) 債券			
	国債・地方債等	3,999	3,999	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	73,422	26,207	47,214
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,647	3,327	679
	(2) 債券			
	国債・地方債等	15,434	15,434	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	18,081	18,762	680
合計		91,504	44,969	46,534

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,762百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	75,428	25,280	50,148
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	75,428	25,280	50,148
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,551	1,698	147
	(2) 債券			
	国債・地方債等	18,860	18,861	0
	社債	-	-	-
	その他	4,009	4,010	0
	(3) その他	6,000	6,000	-
	小計	30,420	30,569	148
合計		105,849	55,849	49,999

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,052百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	200	39	1

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	709	507	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

その他有価証券について4百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

その他有価証券について5百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	446	-	0	0
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	207	-	23	23
	ユーロ	11	-	0	0
	買建 米ドル	596	-	3	3
	ユーロ	53	-	0	0
	日本円	1	-	0	0
合計		1,316	-	27	27

(注)時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	1,082	-	40	40
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	192	-	3	3
	ユーロ	23	-	0	0
	買建 米ドル	913	-	20	20
	ユーロ	79	-	1	1
	日本円	1	-	0	0
合計		2,293	-	21	21

(注)時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)商品関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	1,252	-	65	65
	買建 小麦	1,701	-	65	65
	オプション取引				
	売建 プット				
	小麦	8	-	12	3
	コール				
	小麦	0	-	0	0
市場取引	買建 コール				
	小麦	1	-	0	1
合計		2,965	-	12	4

(注)時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	1,499	-	88	88
	買建 小麦	2,546	-	223	223
	オプション取引				
	売建 プット				
	小麦	8	-	18	10
	コール				
	小麦	3	-	1	1
	買建 プット				
小麦	1	-	2	0	
コール					
小麦	4	-	1	2	
合計		4,064	-	111	145

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	外貨建予定取引	238	-	2
	為替予約取引				
	買建				
米ドル	買掛金	2,908	-	123	
タイバーツ		1,565	-	93	
ユーロ		636	-	13	
カナダドル		53	-	1	
	オプション取引				
	買建 コール				
	米ドル	買掛金	2	-	7
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	78	-	-
合計			5,484	-	236

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。



当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	457	-	24
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,954	314	35
	タイバーツ		1,607	-	20
	豪ドル		1,560	-	67
	ユーロ		568	-	20
	カナダドル		2	-	0
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	87	-	-
	タイバーツ		0	-	-
	合計		8,240	314	15

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

- 2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は、既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度を設けております。このほか、従業員の退職等において、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

(イ)退職給付債務	30,581百万円
(ロ)年金資産	12,056
(ハ)未積立退職給付債務((イ)+(ロ))	18,524
(ニ)未認識数理計算上の差異	5,479
(ホ)未認識過去勤務債務	2,307
(ヘ)連結貸借対照表計上額純額((ハ)+(ニ)+(ホ))	15,353
(ト)前払年金費用	3,572
(チ)退職給付引当金((ヘ)-(ト))	18,925

(注) 1 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 年金資産は既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度にかかるものであります。

3 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(イ)勤務費用	1,151百万円
(ロ)利息費用	510
(ハ)期待運用収益	137
(ニ)数理計算上の差異の費用処理額	667
(ホ)過去勤務債務の費用処理額	245
(ヘ)退職給付費用((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))	1,947
(ト)その他	716
計	2,664

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、(イ)勤務費用に計上しております。

2 「(ト)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(イ)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(ロ)割引率	主として1.7%
(ハ)期待運用収益率	主として1.0%
(ニ)数理計算上の差異の処理年数(注1)	主として15年
(ホ)過去勤務債務の額の処理年数(注2)	主として15年

(注) 1 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

2 各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型制度）及び確定拠出年金制度を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社は、既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度（積立型制度）を設けております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。このほか、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	30,581百万円
勤務費用	1,152
利息費用	486
数理計算上の差異の発生額	155
退職給付の支払額	3,064
その他	11
退職給付債務の期末残高	29,011

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,056百万円
期待運用収益	120
数理計算上の差異の発生額	13
退職給付の支払額	1,765
年金資産の期末残高	10,425

(注) 年金資産は既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度にかかるものであります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	9,938百万円
年金資産	10,425
	487
非積立型制度の退職給付債務	19,073
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,586
退職給付に係る負債	19,073
退職給付に係る資産	487
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	18,586

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,152百万円
利息費用	486
期待運用収益	120
数理計算上の差異の費用処理額	647
過去勤務費用の費用処理額	245
確定給付制度に係る退職給付費用	1,920

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	2,062百万円
未認識数理計算上の差異	4,662
合計	2,599

(6) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

一般勘定	49%
債券	48%
現金及び預金	3%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として1.7%
長期期待運用収益率	主として1.0%

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、716百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費	58	52

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
9	1

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 11名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 24名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 23名	当社取締役 12名 当社執行役員(注)1 12名 当社連結子会社取締役 24名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 275,000株 (注)2	普通株式 292,600株 (注)2	普通株式 281,600株 (注)2	普通株式 289,300株 (注)2
付与日	平成19年8月13日	平成20年8月19日	平成21年8月18日	平成22年8月18日
権利確定条件	付されておりません	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年7月27日 ～平成26年7月26日	平成22年8月20日 ～平成27年7月30日	平成23年8月19日 ～平成28年8月1日	平成24年8月19日 ～平成29年8月1日

(注)1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

2 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 42名	当社取締役 15名 当社執行役員(注)1 9名 当社連結子会社取締役 35名	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 35名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 386,100株 (注)2	普通株式 353,100株 (注)2	普通株式 339,900株 (注)2
付与日	平成23年8月18日	平成24年8月16日	平成25年8月20日
権利確定条件	付されておりません	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左
権利行使期間	平成25年8月19日 ～平成30年8月1日	平成26年8月17日 ～平成31年8月1日	平成27年8月21日 ～平成32年8月3日

(注)1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

2 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成19年 ストック・ オプション (注)	平成20年 ストック・ オプション (注)	平成21年 ストック・ オプション (注)	平成22年 ストック・ オプション (注)	平成23年 ストック・ オプション (注)	平成24年 ストック・ オプション (注)	平成25年 ストック・ オプション (注)
権利確定前 (株)							
前連結会計年度末	-	-	-	-	386,100	353,100	-
付与	-	-	-	-	-	-	339,900
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	386,100	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	353,100	339,900
権利確定後 (株)							
前連結会計年度末	163,900	224,400	273,900	264,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	386,100	-	-
権利行使	-	-	27,500	28,600	75,900	-	-
失効	2,200	4,400	2,200	-	-	-	-
未行使残	161,700	220,000	244,200	235,400	310,200	-	-

(注) 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成19年 ストック・ オプション (注)	平成20年 ストック・ オプション (注)	平成21年 ストック・ オプション (注)	平成22年 ストック・ オプション (注)	平成23年 ストック・ オプション (注)	平成24年 ストック・ オプション (注)	平成25年 ストック・ オプション (注)
権利行使価格(円)	1,089	1,270	1,029	999	932	871	1,113
行使時平均株価 (円)	-	-	1,072	1,066	1,057	-	-
付与日における公正 な評価単価(円)	93	183	211	196	154	167	111

(注) 平成25年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。



( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	5,429百万円	- 百万円
退職給付に係る負債	-	6,436
未払販売奨励金	1,340	1,590
賞与引当金	1,679	1,580
固定資産減損損失	1,486	1,335
投資有価証券等	1,020	1,323
繰越欠損金	970	1,195
固定資産未実現損益	993	982
修繕引当金	566	558
たな卸資産	545	482
未払事業税	421	365
減価償却費	287	288
たな卸資産未実現損益	240	239
その他	1,591	2,024
繰延税金資産小計	16,572	18,405
繰延税金負債との相殺	5,734	6,468
繰延税金資産の純額	10,838	11,936
評価性引当額	2,116	2,531
繰延税金資産合計	8,721	9,405
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	16,516	17,642
固定資産圧縮積立金	2,248	2,202
退職給付信託返還有価証券	1,118	1,118
その他	472	1,339
繰延税金負債小計	20,356	22,303
繰延税金資産との相殺	5,734	6,468
繰延税金負債の純額	14,622	15,834

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	
法定実効税率	37.9%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1
法人税税額控除	1.0
評価性引当額	0.3
持分法による投資利益	1.0
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8%

当連結会計年度 (平成26年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。



### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）による復興特別法人税の廃止に伴い、当連結会計年度末における一時差異等のうち、平成27年3月末までに解消が予定されるものには、従来の37.9%から35.5%を適用しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメント及びその他の事業は、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループでは、持株会社である当社が、製品・サービス別に区分した「製粉」「食品」、及びその他の事業ごとに、グループ戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

したがって、当社グループでは、「製粉」「食品」の2つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品は、以下のとおりであります。

製粉.....小麦粉、ふすま

食品.....プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、チルド食品、  
製菓・製パン用資材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	179,127	232,867	411,995	43,570	455,566	-	455,566
セグメント間の内部売上高 又は振替高	18,241	469	18,711	4,394	23,105	23,105	-
計	197,369	233,336	430,706	47,965	478,672	23,105	455,566
セグメント利益	8,504	10,411	18,915	2,915	21,831	91	21,740
セグメント資産	159,052	145,839	304,892	62,270	367,162	94,688	461,851
その他の項目							
減価償却費	6,337	6,044	12,381	1,641	14,023	274	13,749
持分法適用会社への投資額	1,893	7,579	9,472	14,162	23,635	-	23,635
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	9,637	6,398	16,036	1,652	17,689	485	17,203

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

セグメント資産の調整額は、全社資産(105,067百万円)等であり、主に余資運用資金(現金及び預金、有価証券)及び投資有価証券であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	207,752	243,007	450,759	45,171	495,930	-	495,930
セグメント間の内部売上高 又は振替高	20,046	488	20,535	4,987	25,522	25,522	-
計	227,798	243,496	471,294	50,158	521,453	25,522	495,930
セグメント利益	9,381	10,054	19,435	2,828	22,264	9	22,274
セグメント資産	167,931	149,387	317,319	61,134	378,454	92,585	471,039
その他の項目							
減価償却費	6,478	5,956	12,435	1,530	13,965	296	13,669
持分法適用会社への投資額	2,144	7,014	9,159	14,584	23,744	-	23,744
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	11,742	6,143	17,885	796	18,682	391	18,290

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。  
セグメント資産の調整額は、全社資産（102,462百万円）等であり、主に余資運用資金（現金及び預金、有価証券）及び投資有価証券であります。
- 3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
420,449	35,116	455,566

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
108,177	12,798	120,975

2. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事(株)	58,627	製粉・食品・その他

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
437,385	58,545	495,930

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、分類しております。

当連結会計年度において、海外売上高が連結損益計算書の売上高の10%を超えたため、開示いたします。  
なお、前連結会計年度につきましては、海外売上高は連結損益計算書の売上高の10%を超えておりませんが、比較情報として開示しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
113,025	15,914	128,939

2. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
三菱商事(株)	63,256	製粉・食品・その他

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉
減損損失	1,764

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	その他	合計
当期償却額	306	24	330
当期末残高	4,301	72	4,373

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	その他	合計
当期償却額	613	24	637
当期末残高	4,959	48	5,008

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	トオカツフーズ㈱	神奈川県横浜市港北区	100	弁当・惣菜等調理 済食品の製造・販売	(所有) 直接49.0	役員の兼任・ 出向	担保の差入 (注)1	10,000	-	-

(注)1 トオカツフーズ㈱の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社株式を物上保証に供しております。  
なお、取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	トオカツフーズ㈱	神奈川県横浜市港北区	100	弁当・惣菜等調理 済食品の製造・販売	(所有) 直接49.0	役員の兼任・ 出向	担保の差入 (注)1	8,300	-	-

(注)1 トオカツフーズ㈱の金融機関からの借入債務を担保するため、当社が保有する同社株式を物上保証に供しております。  
なお、当連結会計年度より3,000百万円を極度額としております。取引金額には、担保に係る債務の期末残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,130円75銭	1,187円80銭
1株当たり当期純利益	50円08銭	55円23銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	55円21銭

(注) 1 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	317,436	334,092
普通株式に係る純資産額(百万円)	309,053	324,775
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	232	260
少数株主持分	8,150	9,057
普通株式の発行済株式数(株)	276,688,992	276,688,992
普通株式の自己株式数(株)	3,370,954	3,264,335
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	273,318,038	273,424,657

3 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 4 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	13,688	15,098
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	13,688	15,098
普通株式の期中平均株式数(株)	273,316,674	273,364,368
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	-	126,913
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権 株主総会の決議日 平成17年6月28日 (新株予約権68個)</li> <li>株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権47個)</li> <li>(新株予約権107個)</li> <li>株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権80個)</li> <li>(新株予約権168個)</li> <li>株主総会の決議日 平成21年6月25日 (新株予約権80個)</li> <li>(新株予約権172個)</li> <li>株主総会の決議日 平成22年6月25日 (新株予約権86個)</li> <li>(新株予約権177個)</li> <li>株主総会の決議日 平成23年6月28日 (新株予約権93個)</li> <li>(新株予約権258個)</li> <li>株主総会の決議日 平成24年6月27日 (新株予約権104個)</li> <li>(新株予約権217個)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持分法適用関連会社の 発行する優先株式 トオカツフーズ(株) B種優先株式 (発行済株式数54,275株)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権 株主総会の決議日 平成19年6月27日 (新株予約権42個)</li> <li>(新株予約権105個)</li> <li>株主総会の決議日 平成20年6月26日 (新株予約権56個)</li> <li>(新株予約権148個)</li> <li>株主総会の決議日 平成25年6月26日 (新株予約権96個)</li> <li>(新株予約権213個)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持分法適用関連会社の 発行する優先株式 トオカツフーズ(株) B種優先株式 (発行済株式数54,275株)</li> </ul>

(重要な後発事象)

(米国4製粉工場の取得)

平成26年4月24日、当社の子会社であるMiller Milling Company, LLCは、Cargill, Inc.、Horizon Milling, LLC、ConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc. (以上3社を併せて「売主」)から、米国の4製粉工場を取得する資産譲渡契約を締結し、平成26年5月25日に取得しました。

1. 本取得の目的

平成24年3月にMiller Milling Company, LLCを買収して進出した先進国最大の製粉市場である米国において、当社グループの製粉事業の強みである開発力・技術力、安定した品質の小麦粉供給力等を生かしてさらなる業容拡大を図るため。

また、本取得により、Miller Milling Company, LLCの原料購入数量が大幅に増加し、取り扱う原料小麦の種類・品種、生産地域等が多様化することで、これまで以上に幅広く原料情報の入手やノウハウの習得等が可能となり、グローバルな市場で製粉事業の展開を目指している当社グループにとって、非常に有意義であるため。

2. 相手会社の名称

Cargill, Inc.、Horizon Milling, LLC、ConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.

3. 譲り受けた資産の内容

米国4工場(Los Angeles工場、Oakland工場、Saginaw工場、New Prague工場)及び資産譲渡日の棚卸資産を取得しました。

Los Angeles工場はCargill, Inc.及びHorizon Milling, LLCから取得しました。それ以外の3工場はConAgra Foods Food Ingredients Company, Inc.から取得しました。

4. 譲り受けた資産・負債の額

売主より資産譲渡方式で4工場及び資産譲渡日の棚卸資産を取得しましたが、詳細な項目及び金額については現時点では確定しておりません。

本取得に係る取得価額は215百万米ドル(約221億円: 1米ドルは103円で換算)です。この他、取得に係る諸費用が発生する見込みであります。

5. 譲受日

平成26年5月25日

(トルコ合併会社(子会社)の設立)

当社は、平成26年1月29日開催の取締役会において、当社の子会社である日清フーズ(株)とともに丸紅(株)及びトルコ共和国最大のパスタメーカーであるNuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.との間で、トルコ共和国・アンカラ県に合併会社を設立することを決議し、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.を平成26年6月10日に設立しました。

1. 設立の目的

当社グループ加工食品事業の基幹製品群であるパスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため。

2. 設立した会社の概要

名称	Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.
事業内容	乾物パスタ等の製造及び販売
規模	資本金 42.75百万トルコリラ(約21億円: 1トルコリラは49円で換算)

3. 持分比率

(株)日清製粉グループ本社	3%
日清フーズ(株)	48%
丸紅(株)	25%
Nuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.	24%



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,768	5,809	1.5569	
1年以内に返済予定の長期借入金	491	797	1.6666	
1年以内に返済予定のリース債務	433	242		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,207	3,367	1.5654	平成27年～平成39年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	424	312		平成27年～平成31年
その他有利子負債				
合計	9,326	10,529		

(注) 1 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	716	792	781	612
リース債務	151	85	61	13

2 平均利率は、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務につきましては、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率の記載を行っておりません。

3 当社グループ(当社及び連結子会社)は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約の総額	17,900百万円	
当連結会計年度末借入実行残高	2,512百万円	
当連結会計年度契約手数料	13百万円	(なお、当該金額は営業外費用「その他」等に含めて表示しております。)

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	118,078	239,322	369,992	495,930
税金等調整前四半期(当期) 純利益(百万円)	6,674	11,639	20,103	25,201
四半期(当期)純利益(百万 円)	4,221	7,119	12,300	15,098
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	15円44銭	26円05銭	45円00銭	55円23銭

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	15円44銭	10円60銭	18円95銭	10円23銭

(注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	24,022	12,683
売掛金	注2 210	注2 218
有価証券	15,998	24,007
前払費用	102	107
繰延税金資産	456	437
未収還付法人税等	4,255	2,147
その他	注2 878	注2 1,177
流動資産合計	45,924	40,779
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	7,674	7,293
構築物	722	691
機械及び装置	621	526
車両運搬具	1	10
工具、器具及び備品	488	404
土地	14,015	15,580
リース資産	253	113
建設仮勘定	175	249
有形固定資産合計	23,954	24,870
<b>無形固定資産</b>		
借地権	395	395
ソフトウェア	169	115
リース資産	27	9
その他	61	61
無形固定資産合計	653	580
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	55,576	58,191
関係会社株式	注1 126,018	注1 125,258
出資金	317	317
関係会社出資金	488	666
従業員に対する長期貸付金	24	15
関係会社長期貸付金	注2 24,610	注2 33,609
前払年金費用	277	209
その他	372	371
貸倒引当金	24	24
投資その他の資産合計	207,660	218,613
<b>固定資産合計</b>	232,268	244,064
<b>資産合計</b>	278,192	284,844

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	2	1
リース債務	171	57
未払金	注2 181	注2 347
未払費用	注2 1,845	注2 1,676
預り金	注2 4,564	注2 4,136
役員賞与引当金	63	58
その他	42	179
流動負債合計	6,870	6,456
固定負債		
長期借入金	21	12
リース債務	109	65
繰延税金負債	13,040	13,730
退職給付引当金	3,996	3,765
その他	59	57
固定負債合計	17,226	17,632
負債合計	24,097	24,089
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金		
資本準備金	9,500	9,500
その他資本剰余金	13	37
資本剰余金合計	9,513	9,537
利益剰余金		
利益準備金	4,379	4,379
その他利益剰余金		
配当引当積立金	2,000	2,000
固定資産圧縮積立金	2,110	2,076
別途積立金	147,770	163,770
繰越利益剰余金	50,955	40,292
利益剰余金合計	207,215	212,518
自己株式	3,180	3,080
株主資本合計	230,666	236,093
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,196	24,401
繰延ヘッジ損益	-	0
評価・換算差額等合計	23,196	24,401
新株予約権	232	260
純資産合計	254,095	260,754
負債純資産合計	278,192	284,844

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	注1 32,418	注1 20,597
営業費用	注1,注2 13,074	注1,注2 12,223
営業利益	19,344	8,374
営業外収益		
受取利息	注1 395	注1 442
受取配当金	1,164	1,223
その他	94	52
営業外収益合計	1,655	1,718
営業外費用		
支払利息	注1 6	注1 8
その他	11	16
営業外費用合計	18	25
経常利益	20,981	10,067
特別利益		
固定資産売却益	42	85
投資有価証券売却益	-	502
その他	2	-
特別利益合計	44	587
特別損失		
固定資産除却損	45	19
関係会社出資金評価損	72	38
その他	19	26
特別損失合計	137	84
税引前当期純利益	20,887	10,570
法人税、住民税及び事業税	18	82
法人税等調整額	111	212
法人税等合計	93	295
当期純利益	20,980	10,274

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金
当期首残高	17,117	9,500	7	9,507	4,379	2,000	1,969	171	140,770
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立							177		
固定資産圧縮積立金の取崩							36		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立									
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩								171	
税率変更による積立金の調整額									
別途積立金の積立									7,000
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			6	6					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	6	6	-	-	141	171	7,000
当期末残高	17,117	9,500	13	9,513	4,379	2,000	2,110	-	147,770

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	41,914	191,204	3,179	214,650	18,503	-	18,503	188	233,342
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立	177	-		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩	36	-		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	171	-		-					-
税率変更による積立金の調整額		-		-					-
別途積立金の積立	7,000	-		-					-
剰余金の配当	4,970	4,970		4,970					4,970
当期純利益	20,980	20,980		20,980					20,980
自己株式の取得			30	30					30
自己株式の処分			29	36					36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4,692		4,692	43	4,736
当期変動額合計	9,040	16,010	1	16,015	4,692	-	4,692	43	20,752
当期末残高	50,955	207,215	3,180	230,666	23,196	-	23,196	232	254,095

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金
当期首残高	17,117	9,500	13	9,513	4,379	2,000	2,110	-	147,770
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立									
固定資産圧縮積立金の取崩							35		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立									
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩									
税率変更による積立金の調整額							1		
別途積立金の積立									16,000
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			23	23					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	23	23	-	-	33	-	16,000
当期末残高	17,117	9,500	37	9,537	4,379	2,000	2,076	-	163,770

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	50,955	207,215	3,180	230,666	23,196	-	23,196	232	254,095
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立		-		-					-
固定資産圧縮積立金の取崩	35	-		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		-		-					-
税率変更による積立金の調整額	1	-		-					-
別途積立金の積立	16,000	-		-					-
剰余金の配当	4,971	4,971		4,971					4,971
当期純利益	10,274	10,274		10,274					10,274
自己株式の取得			28	28					28
自己株式の処分			128	151					151
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					1,205	0	1,204	27	1,232
当期変動額合計	10,662	5,303	100	5,427	1,205	0	1,204	27	6,659
当期末残高	40,292	212,518	3,080	236,093	24,401	0	24,401	260	260,754

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券...償却原価法

(2) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

...移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法...時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段

...デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨オプションの買建取引)

ヘッジ対象

...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。



## 6 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （表示方法の変更）

当事業年度より、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

なお、以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額を直接控除した場合の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

### （貸借対照表）

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第61号 平成24年9月21日）を適用し、従来、「投資その他の資産」の「長期前払費用」に含めて表示しておりました「前払年金費用」を、当事業年度より独立掲記しております。これにより、前事業年度の貸借対照表において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「長期前払費用」に表示しておりました287百万円は、「前払年金費用」277百万円、「その他」10百万円として組み替えております。

### （損益計算書関係注記）

前事業年度において、「営業費用のうち主要な費目及び金額」の注記に記載していた「賃借料」及び「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式(注)	3,897百万円	3,897百万円
(注) 関連会社の借入金8,300百万円(前事業年度は10,000百万円)を担保するため、物上保証に供しております。 なお、当事業年度より3,000百万円を極度額としております。		

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	907百万円	1,082百万円
長期金銭債権	24,610	33,609
短期金銭債務	4,213	3,859

3 保証債務

従業員の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	60百万円	44百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	32,258百万円	20,431百万円
営業費用	828	804
営業取引以外の取引高	525	513

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

なお、営業費用はすべて一般管理費であります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
給料	1,834百万円	1,837百万円
賞与及び手当	1,439	1,444
退職給付費用	302	347
調査研究費	2,298	2,185
広告宣伝費	1,639	1,419
減価償却費	815	795
その他	4,743	4,193

(有価証券関係)  
子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	188	12
合計	200	188	12

当事業年度(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	209	8
合計	200	209	8

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額  
(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
子会社株式	112,460	112,611
関連会社株式	13,356	12,446

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,322百万円	1,262百万円
投資有価証券等	618	956
繰越欠損金	678	507
賞与引当金	217	197
その他	257	260
繰延税金資産小計	3,095	3,184
繰延税金負債との相殺	2,011	1,795
繰延税金資産の純額	1,083	1,389
評価性引当額	626	951
繰延税金資産合計	456	437
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	12,767	13,263
固定資産圧縮積立金	1,165	1,142
退職給付信託返還有価証券	1,118	1,118
繰延税金負債小計	15,051	15,525
繰延税金資産との相殺	2,011	1,795
繰延税金負債の純額	13,040	13,730

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.9%	37.9%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	38.9	39.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.7
評価性引当額	0.1	3.1
税率変更による影響	-	0.3
その他	0.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.4	2.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)による復興特別法人税の廃止に伴い、当事業年度末における一時差異等のうち、平成27年3月末までに解消が予定されるものには、従来の37.9%から35.5%を適用しております。

この税率の変更により、当事業年度末の繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が28百万円増加し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額が28百万円増加しております。

(重要な後発事象)

(トルコ合弁会社(子会社)の設立)

当社は、平成26年1月29日開催の取締役会において、当社の子会社である日清フーズ(株)とともに丸紅(株)及びトルコ共和国最大のパスタメーカーであるNuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.との間で、トルコ共和国・アンカラ県に合弁会社を設立することを決議し、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.を平成26年6月10日に設立しました。

1. 設立の目的

当社グループ加工食品事業の基幹製品群であるパスタの生産体制を一層強化し、更なる事業拡大を実現するため。

2. 設立した会社の概要

名称 Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.  
事業内容 乾物パスタ等の製造及び販売  
規模 資本金 42.75百万トルコリラ(約21億円：1トルコリラは49円で換算)

3. 持分比率

(株)日清製粉グループ本社	3%
日清フーズ(株)	48%
丸紅(株)	25%
Nuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.	24%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	7,674	43	1	423	7,293	12,299
	構築物	722	50	2	79	691	1,090
	機械及び装置	621	105	65	135	526	1,412
	車両運搬具	1	14	0	4	10	7
	工具、器具及び備品	488	143	7	219	404	2,820
	土地	14,015	1,567	2	-	15,580	-
	リース資産	253	16	-	155	113	806
	建設仮勘定	175	2,027	1,953	-	249	-
	計	23,954	3,967	2,033	1,017	24,870	18,436
無形固 定資産	借地権	395	-	-	-	395	-
	ソフトウェア	169	29	4	79	115	-
	リース資産	27	-	-	17	9	-
	その他	61	-	-	0	61	-
	計	653	29	4	97	580	-

(注) 基礎研究所、Q E センター及び生産技術研究所にかかる減価償却費320百万円は調査研究費に含めて掲記しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	24	-	-	24
役員賞与引当金	63	58	63	58

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所  株主名簿管理人  取次所 買取・買増手数料	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>-</p> <p>以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株数又は買増請求株式数で按分した額</p> <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) 但し、1単元当たりの算定価格が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。</p>	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.nisshin.com">http://www.nisshin.com</a></p>										
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載された500株以上保有の株主に対し、当社グループ会社の製品を贈呈										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式を売り渡すこと(買増し)を請求する権利以外の権利を有しておりません。



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第169期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成25年6月26日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及び確認書	(第170期第1四半期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	平成25年8月13日 関東財務局長に提出。
	(第170期第2四半期)	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	平成25年11月13日 関東財務局長に提出。
	(第170期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月13日 関東財務局長に提出。
(4) 発行登録書(株券、社 債券等)及びその添付 書類			平成25年6月28日 関東財務局長に提出。
(5) 訂正発行登録書			平成25年7月30日 平成25年8月13日 平成25年8月20日 平成25年10月1日 平成25年11月13日 平成26年1月29日 平成26年2月13日 平成26年6月23日 関東財務局長に提出。
(6) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第9号の2(株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書		平成25年6月27日 関東財務局長に提出。
(7) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第2号の2(当社取締役に対する新株予約権の発行) の規定に基づく臨時報告書		平成25年7月30日 関東財務局長に提出。
(8) 臨時報告書の 訂正報告書	上記(7)平成25年7月30日提出の臨時報告書(当 社取締役に対する新株予約権の発行)に係る訂正 報告書		平成25年8月20日 関東財務局長に提出。
(9) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第2号の2(当社執行役員及び連結子会社の取締 役の一部の者に対する新株予約権の発行)の規定 に基づく臨時報告書		平成25年7月30日 関東財務局長に提出。
(10) 臨時報告書の 訂正報告書	上記(9)平成25年7月30日提出の臨時報告書(当 社執行役員及び連結子会社の取締役の一部の者 に対する新株予約権の発行)に係る訂正報告書		平成25年8月20日 関東財務局長に提出。

- |                      |                                                  |                          |
|----------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|
| (11) 臨時報告書           | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書 | 平成26年1月29日<br>関東財務局長に提出。 |
| (12) 臨時報告書の<br>訂正報告書 | 上記(11)平成26年1月29日提出の臨時報告書<br>(特定子会社の異動)に係る訂正報告書   | 平成26年6月23日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役社長 大 枝 宏 之 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日清製粉グループ本社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社日清製粉グループ本社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

株式会社 日清製粉グループ本社  
取締役社長 大 枝 宏 之 殿

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 星 野 正 司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 賀 谷 浩 志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根 本 知 香

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第170期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。